

2023

会報 行政とやま

 富山県行政書士会



Facebook



90

ホームページ



目次

1. 新年のご挨拶	富山県行政書士会会長	大塚 謙二	1
	富山県知事	新田 八朗	2
	日本行政書士会連合会会長	常住 豊	3
あけましておめでとうございます			4
2. 事業報告			
○令和4年度総務部事業実施報告	総務部長	川西 孝昭	8
○令和4年度法規部事業実施報告	法規部長	飯野 道子	12
○令和4年度企画研修部事業実施報告	企画研修部長	大岩 隆哉	13
○令和4年度広報部事業実施報告	広報部長	中村 好孝	15
○申請取次行政書士管理委員会報告	委員長	川西 孝昭	17
○令和4年度行政書士試験実施報告	試験場責任者	村田 寛司	18
○特定行政書士法定研修考査実施報告	考査責任者	渡辺 徹	20
○封印管理委員会事業実施報告	委員長	奥村 茂範	21
○富山県外国人材受入サポートセンター事業実施報告	相談員	川西 孝昭	22
○令和4年度市民の権利利益実現促進特別委員会活動報告	委員長	久郷 徹	23
○令和4年度日本行政書士連合会と中部地方連絡協議会各単位会との連絡会出席報告	副会長	寺井 和弘	24
3. 支部だより			
○富山支部	支部長	大塚 謙二	25
○中新川支部	支部長	新鞍 隆司	27
○下新川支部	支部長	三由 久雄	29
○高岡支部	支部長	飯野 道子	30
○射水支部	支部長	仙波 芳一	31
○砺波支部	支部長	上田由美子	32
4. 会員のひろば			
私の家庭菜園	富山支部	安倍 清	33
富山愛Ⅱ	富山支部	押川 幸治	34
映画「黒部の太陽」を再鑑賞	下新川支部	飯村 芳雄	35
10年前の想いは実現できたか!?	下新川支部	石崎 義英	36
私の10年・ピフォーアフター	下新川支部	三由 久雄	37
ときめき	高岡支部	水上 弘毅	38
入会10年を迎えて	砺波支部	雄川 勝司	39
5. 新入会員紹介(7名)			40
6. 会員の異動			42
7. 事務所訪問	広報部	中川 猛	44
8. 県政連だより	富山県行政書士政治連盟会長	星野 克己	45
9. コスモス通信	コスモスとやま支部長	中村 好孝	46
10. 取り組み回覧板	総務部員	石橋真樹子	47
	総務部員	吉田 剛	48
11. 会員処分の公表			49
12. 事務局だより			50
13. お知らせ			
○ホームページをご活用ください			51
○行政書士徽章並びに行政書士補助者徽章の取扱いについて			52
○会費の納入について			52
○令和5年度定時総会開催日のお知らせ			53
○メールアドレス登録のお願い			53
14. 年齢早見表			54
15. 原稿募集について			55
16. 編集後記			55
17. 表紙の写真			56

新年のごあいさつ

富山県行政書士会

会長 大塚 謙 二



新年明けましておめでとうございます。

会員みなさまには令和5年の輝かしい初春を気持ちも新たにお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

また、日頃より、本会の事業運営に温かいご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この数年間、わが国の社会情勢は新型コロナウイルス感染拡大が終束しないまま8回にもわたる大きな波に襲われ翻弄されてきたところですが、政府は様々な感染防止策を実施しながらこれまでの日常を取り戻すべく、また、国民も各々が模索してきたところです。

こうした中、人生100年時代を迎える超高齢社会たる日本においては、一昨年9月1日、デジタル庁を設置のうえ行政のDX化を積極的に推進し、これに呼応するように日行連においても、令和6年度を目標に行政手続に不可欠な行政書士資格登録手続の電子化を進めています。これらは、手続の自動化・ワンストップ化や一人ひとりに合ったサービスの提供、さらには、いつでもどこでも自らの選択で社会に参画できる役割を果たせることを目指しているものであり、国民一人ひとりが行政の使いやすさ便利さを享受できる社会の構築に繋がっていくものといえます。

そのため先ず、我々行政書士は、国民や小規模事業者が不安視するデジタルデバインド化に対する支援を行い、国民の権利利益の実現に資するべく、行政書士が来たるべきデジタル時代においても申請手続の代理が可能となるシステムの構築を図る必要があります。また、超高齢社会において、我々が国民から信頼を獲得するためには、社会的弱者に目を向けた社会貢献活動のより一層の推進

と関係各機関との強く深い連携が求められます。

こうしたことを背景に、昨年1月から1年間、本会では総務省の委託事業であるマイナンバーカード代理申請手続事業を積極的に展開し、富山県民にデジタル時代の到来とその十分な備えが求められることを周知いたしました。さらに、超高齢社会を見据えた活動として、引き続き成年後見制度普及に努めるとともに法務局とも連携を図り、高齢者の施設を中心に「遺言書保管制度」の普及にも努めて参りました。

このように、私たち行政書士の周辺は為すべき課題が新しく山積し続ける、大変目まぐるしく変化に富んだ環境であります。本会におきましては、北陸3県としては最も多い会員数を維持しており、本年1月1日現在、会員総数は407名（個人会員400名法人会員7名）の大所帯となっております。私たちはこの大きな勢力を活かしつつ、先に述べた諸課題に取り組むことをもって、行政書士が法の支配を社会に及ぼす上での重要な役割を担う者として誇りを持ち、より一層、行政書士制度発展を目指さなければなりません。そして、この目標実現には、本会会員のみなさま方全員による力の結集が必要とされるは言うまでもないことです。

的確な時代認識を持ちつつ、本年も、本会役職員一同一丸となり、引き続き諸問題に対し全力で取り組んでいく所存でありますので、何卒みなさま方の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、会員みなさまのご健勝とご活躍を心からご祈念いたしまして、新年のごあいさついたします。



新年のごあいさつ

富山県知事

新 田 八 朗

明けましておめでとうございます。令和5年の初春を富山県行政書士会の皆様とともに寿ぎたいと存じます。

皆様には、日頃から県民と行政をつなぐ重要なパイプ役として、県政の円滑な運営に格別のご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

令和2年11月の知事就任以来、「県民目線」、「スピード重視」、「現場主義」を大切にしたい県政運営に努め、県民の皆様にお約束している八つの重点政策・八十八の具体策にも誠心誠意取り組んでまいりました。

一方で、依然として新型コロナウイルス感染症の影響が続いていますが、多くの関係の皆様のご協力のもと、感染拡大の防止や医療提供体制の確保、ワクチン接種の促進等の対策に万全を期すとともに、社会経済活動の回復に向けた取り組みを進めてきたところです。また、原油価格や物価の高騰によって影響を受ける県民生活や事業活動への迅速な支援にも努めてまいりました。

引き続き、県民の皆様のご命と暮らしを守ることを最優先課題として、新型コロナ対策や経済対策に取り組んでまいります。

昨年は、新しい富山のさらなる発展に向けた成長戦略を策定するとともに、関係人口の拡大やスタートアップ支援など、戦略の取り組みを着実に進めてまいりました。また、行政、産業・地域社会のDXの推進や、オレゴン州との交流促進、北陸三県の知事懇談会の初開催による近隣県との連携強化に取り組むなど、本県の発展のための基盤づ

くりを進めることができたと考えています。

特に、成長戦略において目標に据えている、ウェルビーイングの向上については、一人ひとりが様々な人や社会との繋がりの中で、日々自分らしく、いきいきと暮らし、幸せをずっと実感できる。こうした、心も身体も社会的にも満たされた状態を表す「ウェルビーイング」を捉え、しっかりと目を向けていくため、昨年実施した県民意識調査の結果を踏まえた新たな指標も策定したところです。

今後、この指標も意識しながら、県民の皆様一人ひとりの幸せの実感に届くよう施策に取り組み、戦略のビジョンである「幸せ人口1000万～ウェルビーイング先進地域、富山～」の実現を目指してまいります。

今年も、県民の皆様とワンチームとなって、県民の皆様が希望に満ちた、笑顔があふれる富山県。ワクワクすることがたくさんある富山県。チャンスがあり、夢を叶えることができる富山県の実現に向けて一層努力してまいります。

富山県行政書士会の皆様には、行政手続等に関して、県民の「身近な専門家」、「頼りになる相談役」としてご活躍いただいておりますが、今後とも、社会ニーズに即した業務の改善とサービスの向上に努められますようお願い申し上げます。

新年にあたり、富山県行政書士会の限りないご発展と会員の皆様のご健勝、ご多幸を心からお祈り申しあげまして、新年のごあいさつといたします。



令和5年 日本行政書士会連合会 会長年頭所感

日本行政書士会連合会

会長 常住 豊

令和5年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

富山県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃から日行連の事業推進に対し御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、各地においては行政機関並びに地域住民からの期待に応え、行政書士制度発展のため御尽力いただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返ると、新型コロナウイルス感染症の収束は見えず、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に端を発した世界規模のエネルギー危機が発生するなど、世界情勢の混乱は増すばかりであったと言えます。社会全体に不安が広がる中ではありますが、そのようなときにこそ行政書士の存在意義も大きくなります。国民の皆様が抱える不安や困りごとに対して「そうだ、行政書士に相談しよう!」と自然に想起していただけるよう、国民に寄り添い、国民から必要とされる存在として、今後も会員の皆様と共に研鑽に励むとともに、日々の事業に取り組んでまいります。

日行連では、昨年、ウクライナ避難民等への支援について人道的見地から積極的に取り組んでまいりました。また、デジタル化への対応として、政府が行う各種コロナ支援策における電子申請等への協力をするとともに、「誰一人取り残さない」社会のデジタル化に向けて必要不可欠なマイナンバーカードの普及促進について、総務省からの委託による代理申請手続事業を展開するなど積極的

に推進してまいりました。この事業については特に年度内までの範囲での取組としており、各単位会、各会員におかれましては、引き続き顧客対応場面等におけるマイナンバーカードの取得促進に向けた代理申請等の申請支援に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

加えて現在、中央省庁に対しデジタル・デバイド解消や、なりすまし等による不正な申請を防止すべく、行政書士が申請者の代理人として支援できる環境の整備等を強く要望しております。デジタル時代において、更に重要性が増すのは様々な証明業務です。大正9年の内務省令「代書人規則」の頃より「事実証明に関する書類の作成」は行政書士の業務であり、今後も行政書士の有する事実証明に関する役割、社会的な有用性は高まっていくものと考えております。

また、国が設置する有識者会議等への行政書士の登用についても、国等への要望を強力に推し進めてまいります。

行政書士制度の更なる発展には、会員の皆様による現場の活動が必要不可欠となります。今後も日行連として、会員の皆様が一様に行政書士であることを誇りに思えるよう、確固たる地位の確立と制度の維持発展に全力を尽くしてまいります。

最後に、この新しい年が富山県行政書士会並びに会員の皆様にとって、心豊かに過ごせますよう、そして益々の飛躍の年となりますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



あけましておめでとうございます

富山県行政書士会のますますのご発展並びに

会員皆様のご健勝とご活躍を

お祈り申し上げます



衆議院議員
田畑 裕明



衆議院議員
橋 慶一郎



衆議院議員
上田 英俊



参議院議員
野上 浩太郎



参議院議員
堂故 茂

(本会顧問各位)





あけましておめでとうございます

富山県行政書士会のますますのご発展並びに
会員皆様のご健勝とご活躍を

お祈り申し上げます



富山市長
藤井 裕久



高岡市長
角田 悠紀



富山県議会議長
渡辺 守人



富山県議会議員
鹿熊 正一



富山県議会議員
中川 忠昭



富山県議会議員
武田 慎一



富山県議会議員
杉本 正

(本会顧問各位)





あけましておめでとうございます

会員皆様のご健勝とご活躍を

お祈り申し上げます



名誉会長
野崎 清好



相談役
大島 満



相談役
松原 武



相談役
中川 一男



副会長
村田 寛司



副会長
久郷 厳



副会長
寺井 和弘



副会長
伊井 恵子



あけましておめでとうございます

会員皆様のご健勝とご活躍を

お祈り申し上げます



総務部長
川西 孝昭



法規部長
飯野 道子



企画研修部長
大岩 隆哉



広報部長
中村 好孝



令和4年度総務部事業実施報告



総務部長 川西 孝昭

令和5年の新春を迎えるにあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

さて総務部では、令和4年度の事業計画に基づき、以下のとおり事業を実施してまいりましたので、ご報告いたします。

本年も皆様のご理解とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

- ・本会の組織・運営について
- ・職務上請求書の取扱い要領について
- ・事務所経営について
- ・日常業務における業際問題について
- ・行政書士法の改正及び行政書士倫理について ほか

1. 各市町村など関係機関との連絡協調

①富山市との「成年後見制度利用に係る親族調査等業務委託契約」を更新しました。

・本年度受託件数

8件（令和4年11月30日現在）

②立山町との「成年後見制度利用支援事業に係る親族調査等業務委託契約」を更新しました。

・本年度受託件数

2件（令和4年11月30日現在）

2. 新入会員の事務所調査及び研修の実施

①新入会員の事務所調査を行い、看板の設置状況、報酬額表の掲示状況、事件簿の備付け状況等の確認を行いました。

②令和4年10月7日(金)、富山県民会館にて新入会員研修を開催しました。主な研修内容は以下のとおりで、当日は11名の新入会員（入会5年未満の会員）にご参加をいただきました。



3. 業務報告の徹底

本会会則にもとづき、会員から提出された業務報告書の取りまとめを行いました。

なお、本会会則第78条には「会員は、本会から業務について報告を求められたときは、所定の期日までに報告しなければならない。」と規定されております。引き続き、会員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

4. (一社)コスモス成年後見サポートセンター 富山県支部との連携と支援

富山市及び立山町からの委託事業である成年後見制度利用支援事業に係る親族調査等業務及び新入会員研修について、コスモスとやまと連携しながら実施しました。

5. 行政書士試験の実施

令和4年11月13日(日)、富山大学五福キャンパス（工学部・理学部）にて行政書士試験が実施され、総務部も適正に試験が実施されるよう協力しました。

また、試験会場である富山大学には、村田試験会場責任者とともに協力依頼と御礼の挨拶に伺いました。

6. 特定行政書士法定研修・考査の実施

渡辺総務副部長が考査責任者となり、特定行政

書士の法定研修及び考査を実施しました。詳細につきましては、特定行政書士法定研修考査実施報告をご参照ください。

7. 収支・支出の適正管理

令和4年10月20日(木)、監事による今年度上半期の会計監査を受け、適正に管理されていることの確認を受けました。

8. 各種教育機関との連携・関係強化

令和4年8月26日(金)の「行政書士制度のこれから」をテーマにしたセミナー(研修会)を開催するにあたり、広報部と連携して、高岡法科大学、富山大学、富山情報ビジネス専門学校、富山大原学園を訪問して、学生への案内について協力依頼をしました。

9. 会員の品位保持を図るため注意勧告・指導の実施

本会会則第55条に基づき、会員が法令、規則等に違反するおそれがある場合には、当該会員から十分に聞き取りなどを行った上、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告しました。

10. 職務上請求書の払出し管理及び適正使用に向けた取組みの実施

令和3年、職務上請求書を使用し他人の戸籍等を不正に取得する事件が発覚し、会員が逮捕されたことを受け、日行連では総務省と協議の上、以下の4つの柱を軸とした再発防止策をとりまとめました。

- ①倫理研修の受講義務化
- ②組織的な指導・管理体制の構築
- ③払出し時の確認作業の厳格化
- ④不正使用者への罰則の強化

本会におきましては、これらの再発防止策と日行連が示す指針等に従って、「富山県行政書士会 職務上請求書の払出し管理について(対応策整備までの措置)」(次頁参照)を策定し、令和4年9月1日から新たな払出し管理を開始しました。

総務部の輪番制で確認作業を行う都合上、購入申込みの締切日と払出日を毎月3回(10日、20日、末日)と定めております。従前に比べてご不便な面もあるかと存じますが、前記経緯をご理解いただき、改めて会員各位のご協力をお願いいたします。

なお、職務上請求書の使用にあたっては、今一度、規則等をご確認いただき、適切な使用をお願いいたします。

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則

第5条(使用の制限)

行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書を、その職務上必要な請求に限り使用できるものとし、これ以外の請求や、身元調査等、人権侵害のおそれがある使用は、これを行ってはならない。

2 削除

3 行政書士又は行政書士法人で他上業の兼業者は、他上業の職務を行うにあたっては、本会が作成した職務上請求書を使用してはならない。

4 (省略)

第8条(記載)

行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書に、不実の記載をしてはならない。

2 職務上請求書の利用目的の種別欄等各欄は、行政書士又は行政書士法人の職務上請求に該当することが明確になるよう、具体的に記載しなければならない。

3 職務上請求書には、本会が定める「記入要領」に反した記載(記入要領の定めにより記載するこ

ととされた事項を記載しないことを含む。)をしてはならない。

4 (省略)

第23条 (不完全な使用済み控え綴りの取扱い)

1 (省略)

2 使用済み職務上請求書の控え綴りのうち、依頼者の氏名又は名称等利用目的の種別欄及び提出先又は提出先がない場合の処理が未記入のものがある場合には、未記入の職務上請求書の控え1枚につき「利用目的の種別欄等未記入理由書」(様式第5号)1枚を作成し、その未記入の理由を単位会長に報告しなければならない。

3 (省略)

4 (省略)

※使用にあたっては、職務上請求書の表紙裏面に記載の「記入にあたっての注意事項」もご確認いただき、これに従ってご記入いただくようお願いいたします。

富山県行政書士会 職務上請求書の払出し管理について (対応策整備までの措置)

1. 職務上請求書の払出し管理体制

(1) 職務上請求書の取扱いに係る所管部署は総務部とし、責任者を総務部長とする。

(2) 責任者及び所管部署の役割は次のとおりとする。

① 責任者 (総務部長)

A) 不正使用防止に向けた取組みの指揮

- ・日行連が公開する倫理に関連する研修 (VOD) の受講を促すこと。
- ・倫理に関連する研修の計画と実施をすること (企画研修部と連携)。
- ・会員に対して倫理研修義務化等に係るスケジュールの周知を図ること。
- ・会報等での職務上請求書取扱いに関する注意喚起を行うこと。

B) 職務上請求書払出し時の使用済み綴りの確認体制の管理

② 所管部署 (総務部)

A) 職務上請求書の保管管理、払出し時の確認作業

B) 日行連職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第32条の報告内容のとりまとめ

2. 払出し時の事務取扱

(1) 職務上請求書の払出しを希望する会員は、現行どおり所定の購入申込書、承諾書、使用済み綴り、その他必要な書類を添えて、郵送または持参により事務局にそれらを提出する。

その際、申込会員に対し倫理に関する研修 (VOD) を修了したことが分かる書類を提出することを願います (周知期間経過後)。

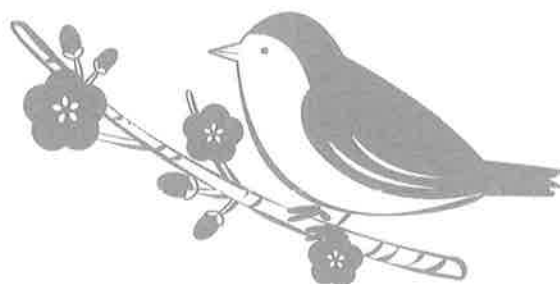
(2) 毎月10日、20日、末日を締切日 (当該締切日が事務局の休日の場合は、前開所日とする。以下、期日に関する規定については同様とする。) とし、提出された使用済み綴りについて、総務部の輪番制で確認作業を行う。なお、倫理に関連する研修 (日行連の VOD 研修) の修了について確認した結果を管理簿に記録する。

- (3) 使用済み綴りの確認作業にあたっては、日行連が作成する「職務上請求書払出し管理の指針」等の基準に従って行う。なお、確認作業者が、同基準に従い疑義があると判断したときには、総務部長を経由して速やかに会長に報告し、その対応を決定する。
- (4) (3)前段に従って疑義がないと認められる場合には、以下のとおり、購入申込書に基づき払出しを行う。なお、払出し事務は総務部管理のもと事務局がそれを行う。
- ・ 10日締切分 → 同月20日に払出し可能とする。
 - ・ 20日締切分 → 同月末日に払出し可能とする。
 - ・ 末日締切分 → 翌月10日に払出し可能とする。
- なお、郵送で払出しを行う場合には、原則として払出し可能日に発送する。
- (5) (3) 後段により対応した結果、疑義が解消された場合には速やかに払出しを行い、疑義が解消されない場合には払出しを行わない旨を申込者へ通知する。
- (6) 払出し事務の際、倫理に関連する研修を受講していない会員に対しては、研修受講義務化のスケジュール等を提示して研修の受講を強く勧奨する。

3. 新たな払出し管理の実施に関する周知期間及び開始時期

- (1) 令和4年6月30日 理事会
- (2) 令和4年7月11日 総務部会
- (3) 令和4年7月15日～8月31日 周知期間
- (4) 令和4年9月1日 新たな払出し管理の実施（開始）

2022.6.30 理事会承認



令和4年度法規部事業実施報告

法規部長 飯野道子



謹んで新春のお慶びを申し上げます。

令和4年度事業を、事業計画に基づき実施しましたので、ご報告申し上げます。

【法規部門】

○行政書士関係法規集改訂版の発刊

昨年度取り組みました行政書士関係法規集の改訂を無事に終え発刊し、関係各位に送付いたしました。平成24年以來の大改訂であり、活用いただければ幸いです。

○各種関係法規改正への対応

行政書士の倫理研修受講が義務化となり、「日本行政書士会連合会倫理研修規則」が新設されました。また、職務上請求書の取り扱いについての変更もあり、関係法規集の改定及び追加を行いました。

○行政書士関係法規集のデジタル化推進

関係法規について、富山県行政書士会のホームページで、気軽に検索ができるようにデジタル化に取り組んでおり、年度内で完成予定です。

【監察部門】

非行政書士行為排除のための取組み

○支部長・広報部・法規部監査部門合同会議

令和4年9月6日(火) 午後3時～

場 所：富山県民会館7階

○行政書士制度広報月間(10月1日から同月31日)

における監察活動について

- ・令和4年度広報月間における非行政書士行為(疑い)の報告はありませんでした。
- ・日本行政書士会連合会における、今年度の監察重点活動項目「道路運送法関連業務」(貨物自動車や旅客自動車等の許認可申請)について、北陸信越運輸局富山運輸支局のご協力のもと調査を行いました。10月の申請数は、本人申請8件、行政書士による代理申請2件でした。
- ・富山市農業委員会による窓口調査では、10月における本人申請及び届出が13件、行政書士によるものが40件、その他1件でした。

〈部会開催状況〉

□第1回法規部会

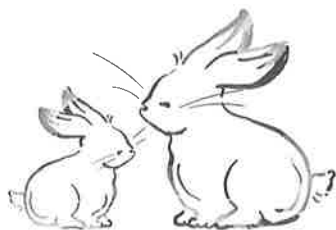
令和4年8月29日(月) 午後3時～

議 題：①事業推進について

②行政書士制度広報月間における監察活動について

出席者：副会長(担当)、部長、副部長、部員計9名

会 場：本会会議室



令和4年度企画研修部事業実施報告



企画研修部長 大岩 隆 哉

令和5年の新春を迎えるにあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。また会員の皆様の本年の更なるご健勝、ご活躍とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

さて企画研修部では、令和4年度の事業計画に基づき部員一同で皆様のご協力をいただきながら事業を実施してまいりました。以下に主な実施事業をご報告させていただきます。

本年もどうぞよろしくお祈り申し上げます。

1. 建設キャリアアップシステム認定登録機関としての業務推進

令和3年9月より富山県行政書士会が認定登録機関として、建設キャリアアップシステムへの登録を希望する事業者・技能者の申請受付業務を開始したことは先にお伝えしたとおりですが、制度の社会的要請の高まりに伴い申請件数が増加しています。当会の受付件数は11月現在で85件です。現在、山本副部長を中心に総勢8名体制で業務にあたっていますが、企画研修部では当該業務にご協力いただける会員を募集しております。ご興味のある方はぜひ企画研修部までお声掛けください。

2. SCOPTOYAMAへ参画するための働きかけ

富山県が新しく提案・運営する職住一体型施設が令和4年10月富山市にオープンしました。この施設は移住促進、創業支援、新しい形の地域コミュニケーションの創造などを目的としており今もなお施設の成長過程にあります。当会では、この施設への入居を希望する起業者に、創業前から相談を受ける仕組み作りを主催者及び管理者へ提案し、働きかけを行っています。当会の提案が無事採用となりました際には改めて会員の皆様にご案内しますので、その際にはご協力賜ります様よろ

しくお願いいたします。

3. 空き家・所有者不明土地問題解消に向けた各機関との連携

①空き家所有者等の特定に係る親族調査報告書作成業務委託の推進（富山市、射水市）
昨年度に引き続き会員の皆様のご協力をいただきながら当事業を進めてまいりました。令和4年11月末現在における受託件数の合計は20件となっています。

②空き家無料相談会への相談員派遣（富山市）
昨年度に引き続き、空き家問題解消を目的とした市民向け無料相談会に相談員として以下の2名を派遣しました。

10月29日 企画研修部吉村征一郎部員
（場所：大沢野生涯学習センター）

11月13日 富山支部西田伸弘会員
（場所：岩瀬カナル会館）

③その他

（国土交通省北陸地方整備局）

5月24日 北陸地区所有者不明土地対策連携協議会講演会出席

8月1日 国土審議会土地政策分科会出席

11月24日 北陸地区土地政策推進連絡協議会講習会及び相談会出席

（富山県）

10月24日 第17回空き家対策官民連絡協議会会議及び研修会出席

（富山市）

8月2日 第6回富山市空き家対策官民連絡協議会会議出席

11月7日 富山市空き家対策官民連絡協議会会員向け講演会（テーマ：官民連携による空き家問題解決）出席

4. 屋外広告物講習会への講師派遣

富山県と富山市が共催する屋外広告物設置事業者向けの屋外広告物講習会が令和4年8月9日にあり、企画研修部の吉村征一郎部員に当会割り当てプログラムについて講師を務めていただきました。屋外広告物を設置する場合は、一定のものを除き設置場所を管轄する市町村の許可を得なければならないのですが、その代理申請部分について行政書士法があることの説明を主に行っています。このような取り組みを行うことによって、会員の皆様の業務につながることを期待しています。

5. 富山運輸支局への相談員派遣

例年どおり、自動車登録に関する相談受付窓口対応を行う富山運輸支局への相談員の派遣を今年度も予定しています。派遣期間は令和5年2月から3月の内、計31日間でこれを相談員の皆様で分担します。企画研修部ではこの相談員につきましても広く募集していますので、ご興味のある方はご一報いただければと思います。

6. 終活に関する研修会の企画

地域住民に対するいわゆる「終活」の支援者と

して行政書士が活用されるよう会員の皆様が活躍できる仕組みを整えることを目的として、令和4年2月に研修会を実施すべく準備を進めています。具体的な内容や実施方法について決定しましたら改めて会員の皆様にご案内させていただく予定ですので大勢の方にご参加いただけることを期待しております。

7. 行政書士制度についての研修会の実施

企画研修部では各専門業務に関するテーマでの研修はこれまで多く実施してまいりましたが、今年度は「行政書士制度のこれから～行政書士資格の多様な活用法～」と題し、いつもと異なる内容での研修会を8月26日に実施いたしました。講師として佐賀会、東京会、茨城会から多方面にわたりご活躍中の3名の行政書士会会員をお招きし、行政書士が今後どのように生きていくべきか考えるきっかけとおなるお話しをいただきました。その結果参加者数が67名と通常の業務研修を上回る多数のご出席をいただきました。企画研修部として今後も会員の皆様に興味を持っていただける研修を企画してまいりたいと思います。



令和4年度広報部事業実施報告



広報部長 中村好孝

謹んで新年のお慶びを申し上げます。
令和4年度の事業計画に基づき、部員一同で、以下の通り事業を実施してまいりましたので、ご報告いたします。

1. 「行政とやま」第89号の発刊

2. 行政書士制度広報月間の広報活動と無料相談会の実施

- ①各支部のご協力により役所等の関係機関へ相談会の告知を実施
- ②無料相談会の新聞広告を掲載（北日本新聞、富山新聞）
- ③富山支部のご協力により、回覧板による富山市全域への相談会の告知を実施
- ④富山県行政書士会事務所にて2日間の無料相談会を実施
- ⑤富山支部との共催で、総曲輪グランドプラザでの無料相談会を実施
- ⑥各支部での無料相談会の実施

3. 各部との連携

- ①「行政とやま」第89号より、各部の活動等を紹介する「取り組み回覧板」のページを設け、初回として広報部員の投稿を掲載
- ②本会ホームページに令和4年8月26日開催の



業務研修会「行政書士制度のこれから」のYouTube動画を掲載

4. ホームページの活用促進

ホームページの行政書士検索ページに「マイマップ」（近隣の行政書士を地図上で検索）のリンクを設置

《広報部会等の実施状況》

- | | |
|-------|---|
| 6月21日 | 第1回広報部会
「行政とやま」第89号の編集 |
| 7月19日 | 第2回広報部会
「行政とやま」第89号の校正 |
| 9月6日 | 支部長・広報部・法規部監察部門合同会議 |
| 11月7日 | 第3回広報部会
・「行政とやま」第90号の編集
・行政書士記念日(令和5年2月22日)における無料相談会、広報活動について |
| 12月8日 | 第4回広報部会
「行政とやま」第90号の校正 |

本年も広報部の事業に皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



行政書士制度広報月間無料相談件数集計表

相談内容	令和4年度																											
	面談						電話						R3年度	R2年度	R元年度	H29年度	H28年度	H27年度	H26年度	H25年度	H24年度	H23年度	H22年度	H21年度				
	富山		中新川		高岡		射水		砺波		計														富山		計	
	上中町 生涯学習 習会館	滑川 交 流 プラ ザ	魚津 サン プラ ザ	下新川	水見 市役 所	高岡 市役 所	新渡 川 流 会 館	救急薬 品市民 交流 プラ ザ	まな び交 流館	計	計	下新川													計	計	計	
富山 ドプラ ザ	滑川 交 流 プラ ザ	魚津 サン プラ ザ	下新川	水見 市役 所	高岡 市役 所	新渡 川 流 会 館	救急薬 品市民 交流 プラ ザ	まな び交 流館	計	計	下新川	計	計	計														
遺言・相続(登記・税務対策含む)	15	22	10	3	5	6	6	1	2	6	6	6	5	76	5	57	80	60	122	81	58	52	51	44	39	60	52	
各種契約	0	3	0	0	0	0	1	0	0	1	1	2	5	76	0	4	1	5	5	3	4	4	4	5	8	3	4	
贈与						1				1		1	2	0	3	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	3
売買													0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	2
交換													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
請負	1												1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
委任													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消費	1												1	0	1	0	1	1	0	1	4	4	1	3	0	0	0	1
賃貸借	1												1	0	1	1	0	1	4	0	0	0	1	2	8	1	2	
定款・内容証明・会計記帳	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1	2	0	1	2	0	1
定款													0	0	0	1	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1
内容証明	1												1	0	1	0	1	1	0	1	0	1	0	1	1	0	1	0
会計記帳													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
不動産関係(登記・境界等)	7				1	1							1	10	0	15	8	10	23	11	11	9	10	9	7	9	7	9
戸籍関係(離婚・離縁・養子縁組等)													0	0	0	0	2	1	2	6	1	4	3	4	3	4	5	6
成年後見関係	2	7	2		1	1						1	14	0	14	20	9	13	24	12	8	8	3	11	10	8	13	
交通事故													0	0	0	0	1	1	1	0	1	1	0	1	1	1	4	6
損害賠償													0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	1	1	1	1	1
その他	2	5	2		1	1						2	13	0	13	4	7	20	14	9	8	7	4	7	10	12	14	
許認可申請手続(建設・風俗営業等)													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	1
法人設立	1												1	0	1	0	2	1	1	2	0	0	1	2	0	0	1	1
土地開発													0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0
農地転用	2	1	2									5	0	5	1	7	5	7	7	8	3	4	1	1	2	2	2	2
自動車登録(車庫証明含む)												0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
入管関係	1											1	0	1	0	1	2	1	1	1	1	3	3	0	3	0	0	0
その他	2	3										5	0	5	0	1	2	1	6	0	3	3	0	0	0	0	0	1
件数	24	50	16	3	6	9	9	1	2	11	131	5	131	101	100	135	105	213	128	107	113	78	61	85	106	105		
人数	19	43	16	3	6	9	9	1	2	11	119	5	119	85	76	120	76	178	130	73	69	71	55	87	78	85		
合計																												

申請取次行政書士管理委員会報告

委員長 川 西 孝 昭



日本に在留する外国人の在留期間更新許可申請等の在留諸申請や在留カードの記載事項変更等の手続については、地方出入国在留管理局への外国人本人の出頭を原則としています。

その例外として、法定代理人が申請を行う場合のほか、地方出入国在留管理局長が適当と認める者（行政書士又は弁護士で所属する単位会又は弁護士会を經由して地方出入国在留管理局長に届けた者等）について、外国人本人の申請等の取次ぎを行うことを可能とする申請等取次制度が定められています。

行政書士による申請取次制度は、平成元年6月に導入され、平成17年3月からは「承認制」から「届出制」に変更されました。

本会においては、令和4年10月末現在で届出を行っている申請取次行政書士は64名（前年同月比6人減）を数えます。

わが国が受入れる外国人労働者等の増加に伴って、申請取次行政書士の役割も益々大きくなってきているのではないかと考えます。

さて、申請取次業務を希望する行政書士は、日行連が実施する研修会を受講し、効果測定を経て修了証の交付を受けなければなりません。そして、指定された書類等が所属単位会を通じて地方出入国在留管理局に提出され、地方出入国在留管理局は単位会を通じて「届出済証明書」を交付します。この証明書には有効期間があるため、引き続き業務を行う場合には、期間内に日行連が実施する研修会を受講して、単位会を經由して更新手続きを行わなければなりません。

当委員会では、名古屋出入国在留管理局に対する新規又は更新の届出に際し、申請取次行政書士管理委員会規則にもとづき、書類の不備等がない

か、法令及び会則等に違背していないか等について事前の審査を行っています。申請取次制度の適正かつ円滑な運営を図るため、会員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年度委員会開催状況

4月7日	第1回委員会	審査対象者：更新1名
5月11日	第2回委員会	審査対象者：更新2名
6月2日	第3回委員会	審査対象者：新規1名
7月4日	第4回委員会	審査対象者：更新2名
8月2日	第5回委員会	審査対象者：更新3名
9月16日	第6回委員会	審査対象者：更新1名
10月12日	第7回委員会	審査対象者：新規1名、更新2名
11月15日	第8回委員会	審査対象者：更新1名
12月1日	第9回委員会	審査対象者：更新2件

※既に交付されている届出済証明書の有効期間が切れると新規扱いとなりますのでご注意ください。更新を希望される場合には、有効期限の2ヶ月前までには本会事務局へ必要書類をご提出いただくようお願いいたします。

※日行連が実施する研修会については、日行連ホームページや「日本行政」をご参照ください。

令和4年度行政書士試験実施報告

富山県試験場責任者 村田 寛 司



本年度の行政書士試験の実施状況について報告させていただきます。

まず、試験監督責任者会議に参加し、コロナ対策他諸注意に関して、確認して参りました。9月には、試験会場となる富山大学へ挨拶訪問を行っております。今年度もコロナ対応のため、理学部・工学部の2会場に分散して受験して頂きました。会場の下見も慎重にさせて頂きました。

11月2日には行政書士試験監督員・本部員会議を開催しまして、基本マニュアル・レジメを基に試験当日の対応等を検討しました。特に今年度も新型コロナウイルス感染対策に関して時間を割きました。



例年同様に11月第2日曜日の13日に試験は実施されたのですが、当日は雨天の中での実施となりました。

受験者の体調管理・良好公正な受験環境づくり等について監督員・本部員の皆さんと打ち合わせながら進めさせて頂きました。今年、受験票の再発行手続は1件有りましたが無事に受験されました。

近年の動向として、受験申込者数の減少傾向がありました。昨年度の441名から今年度は418名と対前年比-23名となりました。全国的にも-1396名と減少に転じています。減少の要因は今後の分析となりますが、コロナ絡みも一因と思われます。

試験監督員・本部員の数は、三密を避ける意味合いから昨年度の46名より45名となり、新しく監督員にお願いした会員の皆様には何かと気苦労をお掛けしました。



このように、何かと気疲れの多い一日ではありましたが、監督員・本部員・事務局員の皆様の協力と連携力により試験は無事に終了しました。

解答用紙を運送会社に手渡して試験本部に終了連絡を入れた後、本当に安堵いたしました。

試験結果の合格発表は令和5年1月25日となります。合格されて、その方々が新しい仲間となり、本会に参加されんことを希望し、試験当日の対応・運営等に参加された方々、更には、関係者の皆様に御礼を申し上げて、試験実施状況の報告とさせていただきます。

参考

申込者数	418名
受験者数	334名
受験率	80%
試験室	18室（1室減）
試験監督員	36名（1名減）
試験本部員	9名（1名増）
合計	45名（1名減）



特定行政書士法定研修考査実施報告

特定行政書士法定研修考査責任者 渡 辺 徹



令和4年度の特定行政書士法定研修は、昨年に引き続きコロナ感染症拡大防止のため、すべての講義について中央研修所研修サイトからアクセスするビデオオンデマンドシステムで講義を行うことになりました。その研修終了者を対象に、10月16日(日)に、富山県行政書士会会議室にて考査を実施しました。百鳥由希子副責任者を始め、関係各位のご協力のもと試験事務は滞りなく終了し、受験者は5名でした。

特定行政書士は、「行政不服申立手続」の知識及び実務能力の習得を目的とした法定研修です。講義科目は、行政法を中心としていますが、要件事実・事実認定論といった専門分野も学べます。講義時間は1時間×18コマです。

富山会では、令和4年11月現在で46名の会員が特定行政書士資格を取得し、活躍されています。

新しい行政不服申立制度は、平成28年4月より施行されました。日常業務を行う上で法改正に対応するためにも、また以前学習したことの学び直しにもなります。さらに専門的な分野として「要件事実・事実認定論」の学習ができ、知識と理解の幅が広がります。中央研修所では、資格取得者向けのブラッシュアップ研修も公開されています。

来年の実施は今のところ未定ですが、例年は日本行政4月号で詳細が発表されますので、オンラインにより受講しやすくなった特定行政書士資格の取得を是非ご検討いただくようお願い申し上げます。



封印管理委員会事業実施報告



封印管理委員会委員長 奥村茂範

新春を迎え会員の皆様には、ご健勝のこととお慶び申し上げます。

本年も封印管理委員会の事業にご協力宜しくお願い致します。

さて、平成29年8月29日付けにて「T種封印の取付け委託許可」を頂き今年で5年が経過致しました。

現在56名の方が「自動車登録業務に精通した行政書士」として名簿に登載され自動車登録関係業務で活躍されておられます。

委託許可から令和4年10月迄の累計施封実績は5,950件になり毎年その利用実績は確実に増えております。

〈月別実績〉

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成29年									0	10	2	3	15
平成30年	1	0	7	0	0	0	30	20	30	56	34	33	211
令和1年	23	36	33	19	42	45	48	56	72	76	75	54	579
令和2年	38	75	111	60	63	113	101	138	194	120	76	121	1,210
令和3年	78	190	230	153	156	163	122	132	190	172	152	155	1,893
令和4年	128	124	190	146	212	234	196	243	285	284			2,042

上記の施封実績は、毎月施封月の翌月10日までに、富山運輸支局に対し「封印取付報告書」を提出しております。

：現在までの事業活動状況

1) 運輸支局窓口相談員日程打ち合わせ

日時 令和4年9月8日(木) 16:00~16:30
場所 富山運輸支局登録課

打ち合わせ事項

令和4年、年度末運輸支局登録窓口相談員の要望

対応期間(41日間)、日当(12,000円)で見積の提出

2) 封印委員会指定研修

日時 令和4年12月1日(木) 13:00~16:00
場所 富山県総合情報センター

セミナーABC

参加人員 41名

研修内容

- ①「検査証の交付に係る事務の委託制度」について《VOD研修》
- ②電子検査証の閲覧について

*相談員日程打ち合わせ

今年は41日間、3月17日以降は2人体制で相談を行う

日当12,000円での有償受託。

昨年は年間を通して窓口相談(有償・無償)を実施していましたが、本年は2~3月のみ実施して参ります。

今後もコンプライアンスを遵守し、富山県行政書士会として「T種封印」の取り扱いの拡大に努めてまいりますのでご支援ご協力宜しくお願い致します。



富山県外国人材受入サポートセンター事業実施報告



相談員 川西 孝昭

本会では、富山県内の外国人材を受け入れる各企業を支援するため、富山県商工労働部労働政策課と連携して、富山県外国人材受入サポートセンターを設立し、令和2年度から運営してきました。

本年度も引き続き、外国人材の受入れを希望、推進されている県内企業を支援するための事業を実施いたしましたのでご報告いたします。

1. 富山県と共催して「外国人高度人材等受入手続きに係るセミナー」を開催

開催日：令和4年11月22日(火)

場 所：ホテルグランテラス富山

講 師：福岡県行政書士会

会長 田村 公隆 氏

(日行連申請取次行政書士管理委員会委員長 他)

テーマ：在留資格等に係る制度の概要と外国人採用時の留意点

当日は、県内の企業・団体の担当者や本会の会員など、計50名と多くの方々にご参加いただきました。



2. 行政書士による無料相談会を開催

セミナーの開催とあわせて、本会所属の申請取次行政書士による無料相談会を開催しました。

相談内容としては、外国人従業員の雇用にあたって従事させる予定の職種がどの在留資格に該当するのか等がありました。



3. 新潟県長岡市で開催された留学生と企業とのマッチングブーストイベントを視察

令和4年11月23日(水)に新潟県長岡市で開催された「外国人留学生と企業とのマッチングブーストイベント（主催：新潟県、事業受託者：新潟県行政書士会（新潟県外国人材受入サポートセンター）」を視察してきました。

この視察の内容については、富山県商工労働部労働政策課にも後日報告を行うとともに、外国人留学生が一人でも多く県内の企業に就職して活躍されることを目的に、事業者向けセミナーのほか、企業合同説明会の開催等についても検討していただきたい旨を要望いたしました。

令和4年度市民の権利利益実現促進特別委員会活動報告



委員長 久 郷 徹

行政書士法第1条に規定のある「国民の権利利益の実現に資する」の目的に則り、令和3年12月15日「市民の権利利益実現促進特別委員会」が発足しました。当特別委員会では、デジタル化対策事業及び終活官民連携事業に関する情報の収集、分析及びこれに伴う新規事業開拓に関する活動を行ってまいりました。

本年度は、特にデジタル・インフラ基盤の整備に欠かせないマイナンバーカードの普及促進に向け、政府が取り組んでいる施策により、日本行政書士連合会が総務省から委託を受け行っている事業に伴い、本会においてマイナンバーカード代理申請相談員を募集したところ56名の会員の方々のご協力を得ることができました。その相談員が受託した代理申請の件数は、相談会における受託件数と合わせて令和4年11月末現在517件に達しています。また、射水市の市報にも行政書士会の事業が掲載されたことにより代理申請の件数が飛躍的に伸びました。

令和4年11月29日にはデジタル庁のマイナンバ

ーカード制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループで、マイナンバーの利用促進について議論されています。新たにマイナンバーを利用できる国家資格者として行政書士もその対象となっています。

ますますマイナンバーの利用範囲が拡大されることとなることから、今後も当委員会ではデジタル社会の実現に向け活動を続けてまいります。

また、終活に関しましても、行政書士の行う高齢者支援のキャッチコピーである「人生100年あなたに寄り添う行政書士」として、エンディングノートの活用セミナーの開催等、高齢者の充実したシニアライフワークを実現する支援者として行政書士を活用しようとする地方公共団体の動きについて、情報を収集し連携していけるよう努力していく所存です。

今後も、国民の権利利益の実現に向け、会員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和4年度日本行政書士連合会と 中部地方連絡協議会各単位会との連絡会出席報告



副会長 寺井和弘

令和4年度日行連と中地協各単位会との連絡会が、10月21日午後2時より高山市の「ひだホテルプラザ」で開催され、大塚会長以下6名で出席しました。

今年度は、依然として新型コロナ感染終息の見通しが立たない状況下でしたが、日行連から常住豊会長・田後隆二専務理事の出席の下、感染防止に十分な配慮しながら、各単位会からの参加者数を通常に復して行われました。

まず、常住会長より「令和4年度日行連事業計画」をふまえ、日行連の当面の諸問題及事業の説明があり、地域・役所・他士業者との共生を軸として地域住民に愛され期待される活動を飛躍させ、デジタル化社会における行政書士の法律専門職としての地位の向上、「With コロナ」社会における国民・事業者支援活動・多文化共生社会の実現・特定行政書制度の推進等により、権利擁護の推進による国民の権利利益の実現に寄与するという基本方針の説明が行われました。

次に、10分の休憩後、15時から17時まで各単位会からの質疑・要望事項に対する田後隆二専務理事の回答及び意見交換が行われました。

質疑等の内容としては、①行政書士証票の各行政窓口での取扱や定期的な更新、デジタル化時代に対応した事件簿の記載事項の改定等の既存の検討課題、②国民生活全般にわたる手続きデジタル化時代に対応した制度改正等の進捗状況、③職務上請求書の取扱いの厳格化とそれに伴う研修の義務化、倫理研修・能力担保措置等の行政書士の地位と信頼性向上のための施策や会員数の増加のための方策等に大別されますが、学校における法教育の推進、行政書士制度の学生・有資格者に対するPR活動等や、各種申請書様式への代理人行政書士欄の創設・拡大の要望が出されていること、WEB上の非行政書士行為の取締を推進する必要性の提言等が今回においてもなされていることに加え、国のマイナンバーカードの普及促進施策に対応した代理申請手続事業の周知活動等が印象に残りました。なお、富山会からは、行政書士によるOSS推進のための封印権拡大とも関連して、出張封印確認書・封印受付受託準則の取扱いの全国統一化に関する国交省への働きかけを要望しました。



富山支部



支部長 大塚 謙 二

1 行政書士が目指すべき将来像

(1) 富山県行政書士会と共催の研修実施

演 題 「行政書士制度のこれから」
 講 師 佐賀県行政書士会 行政書士 徳永 浩 氏
 東京都行政書士会 行政書士 伊藤 浩 氏
 茨城県行政書士会 行政書士 鎌田 惇 氏

日 時 令和4年8月26日午後

場 所 富山県民会館304号室

出席者 67名

概 要

行政書士の主要手続である行政手続について行政法等の視点から研鑽するとともに、行政書士の資格を独占業務領域外でも活かすことができるよう多様な活用法について学びました。さらに、国が推進する「誰一人取り残されないデジタル化」の実現に向け、デジタル手続法の趣旨を踏まえた将来像をそれぞれが模索することが出来る体制を構築することを目指して、富山県

行政書士会と共催して研修会を実施いたしました。講演後は、講師の先生方3人と富山支部から若干名の会員にて、パネルディスカッションを行いました。

2 マイナンバーカード代理申請手続事業の展開

日行連が総務省の委託を受け、日行連主導の下、富山県行政書士会が会を挙げて同事業の推進をしてきたところですが、富山支部では、これまでに159件の手続を行いました。富山県全体では、461件ですから、県下の34.5%を富山支部会員が代理して申請手続を行うことができました。今後の行政手続電子化の流れの中で、行政書士が申請手続を行うには、マイナンバーカードやGbIZプライムの利活用が不可欠となります。国が推進する「誰一人取り残されないデジタル化」の実現に向け、一層の行政書士によるPR活動の展開が求められると考えています。

3 行政書士制度広報月間における取組

- (1) 関係機関への協力依頼（富山県、富山市ほか各機関）



(2) 無料相談会の実施

(10月3日(月)、4日(火) 本会事務局、14日(金)
グランドプラザ)

支部規則改正について

支部の事業収支状況について

その他

4 主な行事

令和4年9月7日(水) 正副支部長会議、支部
理事会

職務上請求書の取扱いについて

広報活動の展開について

その他

令和4年12月12日(月) 正副支部長会議、支部
理事会

5 その他

富山支部では、2月17日(金)に人生100年時代
を見据え、富山地方法務局と連携し、遺言書保
管制度やエンディングノートに関する研修を実
施することを予定しています。ベテラン行政書
士を講師として招請する予定にしておりますの
で、是非、参加をご検討いただければ幸いです。



中新川支部

支部長 新 鞍 隆 司



令和4年7月1日(金)から令和4年11月30日(水)までにおける理事会の開催、行政書士制度広報月間事業の実施及び研修会の開催等を報告します。

1 理事会の開催について

(1) 令和4年度第2回理事会

月 日	令和4年7月14日(木)
場 所	滑川市民交流プラザ
出席者	支部長、副支部長、理事の3名
議 題	報告事項 本会理事会、部会への出席報告。連絡方法の電子メール登録の推奨。新規登録事務所調査。富山支部からの「富山支部のあゆみ」受贈 協議事項 令和4年度第1回研修会の開催。令和4年度行政書士制度広報月間事業の実施。マイナンバーカード普及促進事業の実施

2 令和4年度行政書士制度広報月間事業の実施について

(1) 広報活動の実施

官公署、商工団体への広報月間ポスターの配付と説明並びに窓口表示板の設置確認

実施日	令和4年9月7日(水)等
訪問先	富山県立山土木事務所、滑川警察署、上市警察署、滑川市、立山町、上市町、舟橋村、滑川商工会議所、立山舟橋商工会、上市町商工会の10団体
内 容	広報月間ポスターを配付し、説明した。さらに、窓口表示板の設置を確認した。

(2) 無料相談会の開催

① 滑川会場

月 日	令和4年10月1日(土)
場 所	滑川市民交流プラザ
相談員	2名
件 数	3件(成年後見、遺言相続)

② 上市会場

月 日	令和4年10月4日(火)
場 所	上市町生涯学習会館
相談員	3名
件 数	16件(遺言相続、成年後見、農地転用等)

(3) 非行政書士事案(情報含む)ありませんでした。

3 令和4年度研修会の開催について

(1) 第1回研修会(市民の皆様に公開した。)

月 日	令和4年9月10日(土)
場 所	滑川市民交流プラザ
出席者	6名(会員2名、市民4名)
演 題	事例に学ぶ成年後見
講 師	新鞍隆司会員、池永実和会員

(2) 第2回研修会(市民の皆様に公開した。)

月 日	令和4年11月20日(日)
場 所	滑川市民交流プラザ
出席者	3名(会員1名、市民2名)
演題及び講師	第1科目 法定相続情報証明制度 吉田彦太会員 第2科目 自筆証書遺言書保管制度 新鞍隆司会員

支部だより ▶

4 2023行政書士手帳の配付について

2023行政書士手帳を希望会員20名に配付した。

5 マイナンバーカード普及促進事業の実施

代理申請手続件数 8件

6 その他

- (1) 会員宛て「連絡方法の電子メール登録の推奨」を发出。
- (2) 新規事務所登録調査について
1件（立山町）
- (3) 会員宛て「令和4年度第1回業務連絡」を发出。



以上



下新川支部



支部長 三 由 久 雄

1 広報月間期間中における支部の広報活動

(1) 無料相談会の告知

昨年同様、盆前の早い時期に市町村広報担当部局やCATV各局にお願いをして廻りました。

(2) ポスター等の配布

各市町村の企画・総務部局や農業委員会、警察署、県土木センター、県税事務所、建設業協会等へ広報月間の説明をし、ポスター掲示等の協力依頼を行いました。

(3) 無料相談会の開催

10月8日(土)午前10時から午後4時まで、魚津サンプラザ4階大ホールにおいて無料相談会を実施いたしました。当日の相談は6件(内1件は電話相談)で、相談内容は、相続、遺言、成年後見に関するものでした。

その中では、NPO法人の特徴や他の法人格との違い、また、富山県におけるNPO法人の認証状況や市町村別・分野別の法人数など生の数字も聞くことができ、行政書士業務のニーズもある程度あることが実感できました。

特に、NPO法人に関して行政書士が必要となるケースについては

- ① NPO法人の作り方がわからない
- ② 法人に事務のできる人がいない
- ③ 今まで事務を行っていた人がいなくなる(高齢化)

など、行政書士の果たす役割も大きいとのことでした。

なお、富山県にNPO法人の事務所をおく場合は所轄庁が富山県(窓口:県民生活課)であり、設立の際は手戻りのないよう事前に相談してほしいとのことでした。

今回の研修会後には、約3年ぶりとなる懇親会を開催することができ、「出前県庁しごと談義」に続き、本来の「しごと談義」に花を咲かせることができ、大変有意義な一日となりました。

2 研修会の開催

10月28日(金)新川文化ホール101号室において「出前県庁しごと談義」を利用し、富山県県民生活課の吉国龍一氏よりNPO法人の設立手続きや留意点について説明をいただきました。



無料相談会



研修会

高岡支部

支部長 飯野道子



○10月広報月間の活動について

●10月4日(火) 午前10時～午後3時

会場：氷見市役所

内容：相続・不動産や成年後見など9件の相談。

●10月5日(水)・6日(木) 午前10時～午後3時

会場：高岡市役所

内容：相続や生前贈与等9件の相談。

※高岡会場を初めて市役所での2日間とし、高岡市のホームページでも告知頂きました。

※高岡支部では毎月同会場で無料相談会を開催し、行政書士の広報活動と市民貢献活動を続けております。

○支部の最近の動き

■役員会

日時：9月15日(木) 午後2時～

場所：高岡支部センター

内容：広報月間について、万葉朗唱の会について、研修について

■万葉朗唱の会

日時：10月8日(土) 午後0時18分～

場所：高岡古城公園

参加者(50音順)：飯野道子、井藤昌俊、大巻利治、小島忠夫、小谷鉄之助、寺井和弘、畑雅俊、林美貴子、広沢晶子、藤川未来、松原武、宮下智弘、以上12名



■研修会

日時：11月7日(月) 午後2時～

会場：高岡市ふれあい福祉センター

講師：高岡公証役場 公証人 神田 滋先生

内容：保証意思宣明公正証書～民法改正を踏まえて～

事業用融資の保証人になる際に必要な、保証意思宣明公正証書について学びました。

参加者からは「民法改正から数年経つが、未経験の業務であり、参加して良かった。」という声があり、興味深い内容に、22名の参加者がありました。

○その他

今年度、定期的に支部長・副支部長等でのミーティングを行うことにより、マイナンバーカード事業や研修など、活動が活発化しました。コロナの影響はありますが、会員のお役に立てるように、支部としてできることをみつけ活動を続けてまいります。

射水支部

支部長 仙波 芳一



1 広報活動について

当支部では毎月2回、金曜日の午後に、無料相談会を開催しています=写真=。コロナ前は、広報月間に当たる10月は特別に、時間や開場を拡張して行っておりましたが、コロナ禍の現在は毎月同規模での開催としています。

それでも、相談予約は入り続けるため、一定のニーズはあります。受ける相談は相続に関わる内容が圧倒的に多いですが、これを支部会員の業務につなげられるような工夫が必要かと考えています。

また、市内官公署への訪問は、この2年間、支部長・副支部長のみで行っていましたが、3年ぶりに全支部員に呼びかけて行いました。ポスター配付や、非行政書士行為への注意喚起の願いに加え、マイナンバーカードの代理申請についてもお話ししてきました。

2 マイナンバーカード代理申請の推進

デジタル化社会の実現に向けた大きな一歩となりうる「マイナンバーカード代理申請事業」

について、コンパクトにまとまっている射水市の地理的特性と、会員が市内各地に点在しているという射水支部のメリットを活かし、射水支部と射水市役所との連携を強めていきました。

その結果、主に身体の事情によりカード発行申請ができなかった方からの依頼が行政書士に入るようになり、訪問して代理申請を行うことで、大変喜ばれる例が多数ありました（他支部の会員にもご協力を頂き、感謝しております）。

これによって、市役所や市民の皆様からの、行政書士への信頼度が高まってきましたので、今後も行政との協力を深めていきたいと考えています。

3 支部研修会の開催

昨年12月には、久しぶりの支部集合研修を開催いたしました。当支部会員でもある前多悟社労士に依頼し、「行政書士が知っておくべき労働法」の講義をしていただきました。

これからも、積極的に研修を企画していきたいと思えます。



砺波支部



支部長 上田 由美子

- ① 無料相談会を、10月22日の10時から15時まで、砺波まなび交流館で開催し、午前3名午後3名計6名の会員が相談員として参加しました。

今年は、砺波市、南砺市、小矢部市の広報に日程を載せたことが功を奏したのか、午前7件8人、午後4件4人の相談がありました。内容は、相続、土地の売買、死後委任、マイナンバーカード代理申請等でした。

- ② 11月18日に、川西総務部長に講師をお願いし、職務上請求書について研修会を行いました。研修会の場所は、砺波市三郎丸の若鶴酒造株式会社の敷地内にある大正蔵のホールを借り

ました。

研修会に先立ち、同じ敷地内にある三郎丸蒸留所を見学しました。これは北陸でただ一つのウイスキー蒸留所です。1953年に建築された木造の2階建てで、1階の原料粉碎機を見た後、2階へのぼり、発酵槽や蒸留器（高岡銅器製造）を上から見学できます。

身近にある工場を知ることによって、ウイスキー製造への理解を深めることができました。

研修会では19名が参加し、職務上請求書購入の新ルールや書き方例を学びました。

終了後は、隣の令和蔵内レストランでの懇親会で交流しました。



大正蔵



三郎丸蒸留所



三郎丸蒸留所内部

私の家庭菜園

富山支部 安 倍 清

私は、40年余り前から家庭菜園をしています。面積は30坪ほどですが、私には丁度よい広さです。

5年ほど前から栽培している野菜を10種類程度に限定しています。ほうれん草や小松菜などは、雨の跳ね上がりで葉元に土が入ると食感が悪いので栽培をやめました。また、スイカなど栽培が難しく少しあれば十分なものは、店で買えばよいと思っています。

春には、ネギの種蒔きと中玉トマト・大玉トマト・ナス・キュウリ・ピーマン・オクラの苗の植え付けをします。秋には、ネギ・白菜・大根・宮内菜の種蒔きとニンニク鱗片の植え付けをします。ネギの種を春と秋に蒔いているのは、薬味としていつでも使いたいからです。苗や種は種苗店で買うのですが、宮内菜やニンニクについては多く植えるので、自分が栽培したものから種や鱗片を採取しています。

オクラは20本ほど植えますが、自分の畑に緑黄野菜がない9月下旬まで収穫できます。宮内菜は約50本、高さ1m20cmほどに仕立て、脇芽を摘んで食するのですが、翌春の3月初旬から5月中旬までの長期間にわたり収穫できます。

ニンニクは350鱗片ほど植えていますが、これは黒ニンニクにするためです。一度に50個ほど入る蒸し釜で2週間ほど蒸すと、無臭で甘いチョコレート色の黒ニンニクが出来上がります。何人かの知人に差し上げていますが、とても喜ばれています。

スーパーでは野菜よりも肉類や魚を買いがちになりますが、家で取れた野菜は嫌でも食べるので、家庭菜園は欠かせません。後期高齢者の仲間入りをした私には家庭菜園をこの先いつまで続けられるのかわかりませんが、行政書士の仕事よりも長く続けているのではないかと考えています。



富山愛Ⅱ

富山支部 押 川 幸 治

入会して10年目の会員ということで、寄稿を頼まれました。入会から5年目に「富山愛」をテーマにしましたが、今回は「富山愛Ⅱ」で作文します。

まずは反省から入ります。

5年前の寄稿で、当時新発売の富山米の名前が「富富富」で、ネーミングが良く売れると予測しました。しかしその予測はハズレと言わざるを得ません。すみませんでした。

食味の評価は、最上位の「特A」を逃し続け、ブランド米として導入されながら、価格を下げてみたり、22年産については、「環境にやさしい米」を打ち出すなど、販売戦略も定まらない。私が購入したのは発売当時だけで、私の周囲も味の評価はいまいち。「富富富」の名前が良くても、一番肝心の味が良くないので苦戦も続くと思いますが、富山米の人気が出ることを願っています。

スポーツに関しては、やはり、朝乃山関と八村塁選手に期待しています。朝乃山関は、最近やっとテレビでの取組も見られるようになりました。出場停止中に、祖父、父と亡くなり、立て続けの不幸に見舞われたことは、とてもショックだったと思います。早く元の番付に戻り、また幕の内優勝する姿を見せてほしいです。誰でも失敗はあるのですから、前を向いて頑張してほしいです。

八村塁選手は、前のシーズンは個人的な事情でNBAの出場が少なかったですが、今シーズンは出場機会も多く活躍しています。先日のNBAジャパンゲームズでのインタビューで、「プレーも

そうですけど、コート外でもちゃんとお手本になれるようになっていきたいなと思います」と語っていたのはカッコよかったです。今後10年、いや15年はトップ選手として、NBAで活躍し続けてほしいです。もちろん馬場雄大選手にも期待します。NBAに定着してほしいです。

北陸新幹線は、1年後には敦賀まで延伸の予定ですが、早く大阪まで延伸してほしいです。現在関西方面に行くには、金沢駅でサンダーバードなどに乗り換える必要がありますが、めんどくさいと思われる方は多いでしょう。多少乗車時間が短くなっても、今度は敦賀での乗り換えが待っています。大阪延伸2046年予定…ため息が出ます。

富山駅の整備は、新幹線開業から7年経過しましたが、ようやく路面電車が南北接続し、マールトや、予定していたホテルがほぼ開業して街らしくなってきました。金沢駅は開業当時から整備が進んでいたのと対照的です。いわゆるストロー効果もあり、金沢の街は都会のようになりましたが、富山は田舎のままって感じです。しかし、こののんびりしている感じが富山の魅力なのかもしれません。

皆さんは、NHKのマスコットキャラクター「きとっぴ」のテーマソング、岡崎体育さん作詞作曲の「富山におるちゃ」をご存じでしょうか？ なかなかいい歌ですよ。「なんにもないとか～ 地味が目立たないとか～」で始まります。でも、「なんだ～かんだ～言っても～富山が好きやちゃ～」(笑)

映画「黒部の太陽」を再鑑賞

富山県の魅力度ランキング 上位進出へ期待

下新川支部 飯村 芳雄

昨年10月、宇奈月温泉開湯100周年記念プレイベントとして映画「黒部の太陽」を「セレネ」で、数十年ぶりに鑑賞しました。(文面、敬称略)

三船敏郎と石原裕次郎という二大スーパースター主演による「世紀の大事業」の黒部ダム建設に情熱を注いだ姿を描いた超大作です。

黒部ダム(黒四ダム)

関西電力は第二次世界大戦後、日本経済の復興が本格化するなか、関西地区の深刻な電力不足を解消するために富山県黒部川の最上流部に建設。

1956(昭和31)年から7年の歳月と延べ1000万人を超える人手をかけ、当時で513億円の工費で堤高186mの日本一のダムを1963年8月に完成。

映画「黒部の太陽」

映画は第三工区を担当された熊谷組の町トンネル(現在の関電トンネル)工事が中心で1956(昭和31)年に始まった。順調に工事が進んだが、翌年5月に約80mの破碎帯(大量の土砂と地下水が噴き出す地層)に遭遇。大量湧水で「工事を撤退しよう」と社内外から持ち上がったが、2人(三船敏郎…関西電力と石原裕次郎…熊谷組)は継続を決断。持てる知識と経験と作業員の連携、頑張りで見事、約7か月間で破碎帯を突破した。

1日平均で約40cmの前進だったという。

この町トンネル難工事を中心に、黒部ダム完

成までの男たちの熱いストーリーが描かれている。ロマンとスケールの壮大さに再び感動しました。

「黒部宇奈月キャニオンルート」開通

2024年には「黒部宇奈月キャニオンルート」(樺平～黒部ダム)が開通する。県民はもちろん、日本・世界各地から「世紀の大事業」「難工事」を観光して欲しいと願っております。

富山県の観光モデルコース(例)

北陸新幹線 黒部宇奈月温泉駅で、下車—宇奈月温泉—黒部峡谷鉄道—黒部宇奈月キャニオンルート—黒部ダム—立山黒部アルペンルート—富山市—富岩水上ライン(日本で唯一のパナマ運河方式を体験)—国宝 瑞泉寺・勝興寺—雨晴海岸から富山湾・立山連峰を望む—世界遺産 五箇山—北陸新幹線 高岡駅で、乗車。

富山県の魅力度ランキング、上位進出へ

2022年の都道府県別魅力度ランキングは23位ですが、旅行会社等で、上記のモデルコースを取入れ、スイスのように、風光明媚な富山県へ日本・世界各地から観光に来て頂きたいものです。

そうすることで、富山県の魅力度ランキングが上位に進出すると思います。また、(ス)住みたい(移住)、(イ)行きたい(観光)、(ス)住みよい 富山県になることを願っております。

(参考文献) (株)熊谷組 元社長 大田弘様の映画「黒部の太陽」—多くの国民に勇気を与えた1,000万人の人間力—月刊土木技術 2018年8月号・理工図書



黒部ダム

都道府県の魅力度ランキング2022年上位 (2022年10月9日北日本新聞から転写)

- | | |
|--------|--------|
| 1. 北海道 | 7. 福岡 |
| 2. 京都 | 8. 奈良 |
| 3. 沖縄 | 9. 長崎 |
| 4. 東京 | 10. 石川 |
| 5. 大阪 | |
| 6. 神奈川 | 23. 富山 |

10年前の想いは実現できたか!?

下新川支部 石 崎 義 英

この寄稿のお話をいただいて、改めて10年が経ったことを意識しました。思えばあっという間の10年、そして当初の想いをどれだけ実現できたのだろうと反省する10年だったと思います。

2012年春に当時勤務していた会社を退職し同年6月に独立、行政書士登録をして開業しました。行政書士試験合格はそれよりもさらに数年前でしたが、いつか独立をと考えながらもなかなか一步が踏み出せない時期を過ごしたことを思い出します。

独立開業した年の前年である2011年は、あの東日本大震災があった年です。私も少なからずその影響を受け、自分の生き方について考えるきっかけとなったことは間違いありません。日々報道される被災地の状況や避難所・仮設住宅等の映像や被災者の方々のインタビューを見聞きするたび、何もできない自分に憤りを感じ「次に同様のことが起きた時、何かできるようになりたい。」という熱意を持ったことを思い出します。

あれから10年、行政書士専業ではありませんが自身の事業として何とか継続して行くことができました。普段自己紹介をする際には「本業は行政

書士です。兼業として～」と言ってはいますが、実際のところは行政書士業務がメインだとは言えない現状です。何が本業で何が兼業・副業なのか、その線引きを明確にするよりもいろいろな制限や壁にぶつかりながらなんとか事業を継続できるようにと試行錯誤した結果が今の形なのだろうと感じています。

しかし、当初の想いや目標を思い返し改めて今後の自分像を考えるために、独立開業当時に思っていたことを振り返ってみようと思います。

漠然とですが「第一人者と言われる分野の開拓」は私がこの10年ずっと指針としてきたことです。まだそんな分野が開拓できていないということは明白ですが、今もこれから先も指針としていくだろうと思っています。行政書士業務という既存のカタチや形式にとらわれず、行政書士というチャンネルを活かして自分ならではのスキームや市場価値を作りだし育て上げていきたい、さらに10年後の自分が読み返すことを想像してあえてこう書きます。



私の10年・ビフォーアフター

下新川支部 三 由 久 雄

10年前54歳の時、家庭の事情や自身の健康等、諸事情を勘案し、それまで30年勤めた市役所を退職することを決意した。退職後の仕事を決めてはいなかったが、時間的に自由の利くことが退職をする最も大きな理由であったことから、個人で開業できる運送業や便利屋等を候補として考えており、その時点で、行政書士という道は思いもつかなかった。

ネットで調べているうちに、公務員として行政事務を担当した期間が20年以上になる者は、行政書士の資格を得ることができることを知り、自分も条件を十分クリアしているものと勇んで本会に登録手続きの問合せを行った。しかし、返ってきた答えは、技術吏員である場合、職歴としての年数は少なくとも係長相当職以上で、行政事務を担当した期間が17年以上必要とのことであった。本会からは、事前に連合会に問い合わせるため略歴を送るよう言われたが、厳しい条件に、ほぼ無理だろうと諦め気分で書類を送ったことを覚えている。その後、予想に反し、資格取得の可能性が大きい旨の連絡を受け、それからは資格取得を前提として行政書士の業務内容やHPの作り方、営業手法など暇を見つけては勉強していた。

そうこうしているうちに、あっという間に退職を迎え、すぐに登録申請を行い登録とはなったものの、何の業務を中心に行うのか決めかねれず、本会や支部の主催する研修会に可能な限り出席す

ることで、その不安を解消していた。そのような中、現在、主な業務としている成年後見に出会い、コスモス成年後見サポートセンターに入会することとなった。入会当初は、コスモスの富山県支部が立ち上がったばかりで知名度も低く、現在のように、裁判所からの後見人等候補者の推薦依頼などは皆無であり、受任するには自力で開拓するしかなかった。そこで、地元の市町村や社協、社会福祉法人などへ、無料相談やセミナー等への講師派遣について対応が可能なことをPRして廻ったところ、少しずつそれらの依頼が来るようになった。特に講師を受任することで、その場で多くの方に顔を覚えてもらえることは大きく、それをきっかけに後見人等候補者として相談を受けることも少しずつ増えていった。

現在64歳、この歳になると後見事務は意外と体力が必要であることに気づいてきた。10年前は何ともなかったことにも疲労を感じるようになり、いつまでやれるのだろうと心配にもなる。入会時研修での講師の一言「その人の一生を背負うつもりで！」という心構えは、この仕事を続けるにつれ間違いないものと実感できるようになってきた。そのためには、いつまでやれるかを心配する前に、自身の体力の保持や増進など、まずは已でできることを行うことが先決であろうと反省をしている今日である。

ときめき

高岡支部 水 上 弘 毅

ポツンと一軒家というテレビ番組をご存じでしょうか。先住者が残したインフラに自分なりのイノベーションを加え快適に暮らすあのライフスタイルに憧れます。

今はインターネットが発達して知識を得ることが非常に簡単になりました。おかげで自動車などの機械やPCなど家電製品の修理方法や、ペットの飼い方、農作物の上手な作り方からその料理方法まで、大抵のことは調べられるので色々自分でやってみるようになりました。そしてそれがとても楽しい。

この記事を書いている現在は、レストア中のバイクのエンジンを組む傍ら、初めての赤カブ漬けと野沢菜漬けを楽しんでいます。個人的に市販の漬物は総じて甘すぎるので、好みのものが食べたいときは自分で漬けるしかないですね。思い通りのものができたときは脳内にドーパミンの分泌を感じます。

当会に入会した10年前は、しばらくしたら東京に戻ろうなどと漠然と考えておりました。しかし歳を重ねるにつれ、また東京に住んでも真新しくおもしろいことは何もないことに気づきます。特に現代はあれもダメこれもダメと有文不文の律で雁字搦めですしね。これを書いていて、東京にも飽きて刺激を求めている20代の頃にレンタカーでLAやSFなどの都市を回り、NYのマンハッタンに行ったときに「なんだ世界一の都市と言ってもこんなものか」と思ったのを思い出しました。観光ですが（笑）。

いずれは南国で、昼間は農作業や釣りで食材を得て、バイクをぶっ飛ばしてヒルクライムなどをして遊び、夜は砂浜で満天の星空の下で城達也さんのジェットストリームを再生しながら酒を飲む。という感じのスローライフができればいいなと、妄想が捗っております。



入会10年を迎えて

砺波支部 雄川 勝司

行政書士会に入会して10年とのことで感慨もひとしおである。しかしながら行政書士として地域に十分に認知されているかと言えば、はなはだ不十分であると自覚している。今年、マイナンバーカード代理申請事業に参加することにした。当初、マイナンバーカードの申請なんぞ、重要な仕事と考えていなかった。が、やってみると地域の皆様との交流のきっかけとして最適なツールであることが分かった。マイナンバーカードもう作りましたか？ポイントはもらわれました？健康保険証が使いなくなるらしいですよ、などと話のネタに困らない。スマホが使える世代にとってはなんてことないことであるが、高齢者の方にとっては極めてハードルが高い。申請は紙申請でも可能で

あるが、ポイントをもらうにはQRコード決済や電子マネーなどの電子決済サービスを利用していることが必要である。結局諦めることになる。私の地元、砺波市役所ではポイントの申請までサポートしてくれるらしいが、どのカード持っていけばいいの？という問い合わせは非常に多い。毎日の買い物に使うのが良いので、いつものスーパーで使える電子マネーをお勧めしている。仮に砺波市の人口を5万人とすると、5万人×2万円＝10億円になる。全市民がポイントもらって地域で消費すれば地域経済に極めて良い影響をもたらすと勝手に考えている。とりとめのない話になったが、地域の皆様に頼りにしてもらえる行政書士を目指して活動を続けていきたい。





新入会員の紹介



下新川支部
奥水 一紀

ご挨拶 この度行政書士会に入会させて頂き有難う御座いました。新幹線整備や公共交通などまちづくり政策に従事した地方公務員時代の経験を活かし、少しでも地方活性化のお役に立てればと思っております。今後、より一層精進して参りますので、諸先輩方のご指導ご鞭撻の程、何卒よろしくお願い申し上げます。



富山支部
林 秀穂

ご挨拶 団塊の世代が75歳以上となる2025年がせまり、認知高齢者の増加が今後も見込まれ、更に50代の引きこもりが潜在的に発生し8050問題が深刻となり、老老介護、ヤングケアラー等地域福祉において問題が多様に発生しています。地域社会が自主的に解決する活動が重要であり、地域包括支援センター、民生委員、介護支援専門員、地域ボランティア、社会福祉法人、市町村等の連携を通して地域貢献の一翼を担って、地域福祉の向上を第一の使命として業務を行ってまいります。



富山支部
佐伯 正浩

ご挨拶 この度、行政書士会に入会させていただきました。
これまで交通関係業務に携わってきましたので、その経験を今後の業務に生かしていきたいと考えております。
自動車業界は今、100年に1度の変革期を迎えていると言われております。そのような中で、行政書士の業務を通して、少しでも社会貢献ができればと考えております。
諸先輩方のご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。



富山支部
伊尾 猛

ご挨拶 この度、行政書士会に入会させていただきました。司法書士業務を中心に事業を行っておりますが、視野を広げて勉強したいと思っております。諸先輩方のご指導ご鞭撻をいただきながら精進してまいりますので、よろしくお願いいたします。



新入会員の紹介



富山支部

福岡 秀起

ご挨拶 昨年10月、新たに行政書士会に入会させて頂きました。

これまで、27年間にわたり富山県警の刑事部門において勤務してきましたが、組織を離れて閉鎖的な組織環境にいた事を痛感し、新たな行政書士業務に携わる度に多くの刺激を受ける毎日です。

今後は、困っている方のお力になれる、頼られる行政書士となれる様、日々、諸先輩方のご指導を仰ぎながら精進したいと考えております。



高岡支部

清水 喬文

ご挨拶 11月に行政書士会に入会させていただいた清水喬文と申します。

これまで電力会社にて技術系の仕事をこなしてきましたが、法律に携わる仕事をしたいとの思いから、行政書士の資格を取得し、新たな分野に挑戦する運びとなりました。

実務としては全くの初心者になりますので、諸先輩方のご指導、各種研修会を受け、地道に研鑽を積んでいければと存じます。

何卒、ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。



富山支部

草木 実

ご挨拶 昨年11月に入会させていただきました。

少子高齢化、労働力不足が社会問題となっている今、行政書士の社会における役割は大きいと思い、この道を歩むことにしました。

業務に関する知識や実務経験はまだ未熟ではありますが、これから個人・法人のお客様の幅広いニーズに的確にこたえられるよう体制を整えていきたいと思っています。

皆様のご指導、ご鞭撻の程よろしくお願い致します。

新入会員

(どうぞよろしく)

支部	No.	氏名	登録年月日 入会年月日	登録番号 会員番号	郵便番号	事務所の所在地	TEL	FAX	摘 要 電子メールアドレス
下新川	39	奥水 一紀	4.8.15 4.8.15	22241996 1087	938-0034	黒部市中野15-2	(090)5171-9760		
富山	189	林 秀穂	4.9.1 4.9.1	22242101 1088	939-2303	富山市八尾町大杉312番地	(090)1630-2798	(076)454-2295	税・調
富山	190	佐伯 正浩	4.9.1 4.9.1	22242102 1089	930-0936	富山市藤木521番地1	(090)8967-4432		
富山	191	伊尾 猛	4.9.1 4.9.1	22242103 1090	930-0834	富山市問屋町一丁目1番16号 ワタゼンビル1階D号室	(076)411-4132	(076)403-2888	司
富山	192	福岡 秀起	4.10.2 4.10.2	22242274 1091	939-8214	富山市黒崎101番地5 1階	(076)461-3460	(076)461-3256	
高岡	91	清水 喬文	4.11.1 4.11.1	22242444 1092	933-0912	高岡市丸の内2-5 アールワン丸の内ビル4階	(0766)73-2571	(0766)73-2576	
富山	193	草木 実	4.11.15 4.11.15	22242544 1093	939-8086	富山市東中野町3丁目11-14 大栄ビル3階A号室	(090)1637-1449	(076)482-5204	

退会者

ごくろうさまでした

支部	No.	氏名	廃業年月日	摘要	支部	No.	氏名	廃業年月日	摘要
富山		村沢 清人	令4.9.8		砺波		高野 国範	令4.9.30	
中新川		柿沢 清一	令4.9.30		砺波		石橋 正紀	令4.9.30	
下新川		川村 鐵貴	令4.9.30		中新川		大倉 よしみ	令4.10.31	
射水		本田 壽	令4.9.30						

事務所変更

No.	氏名	変更年月日	郵便番号	事務所の所在地	TEL	FAX	摘要 電子メールアドレス
18	奥村 茂 範	令 4 . 9 . 15	939 - 2753	富山市婦中町笹倉460 - 7	(076) 465 - 2082	(076) 465 - 2082	TEL 番号変更 所在地変更
22	田 仲 聡	令 4 . 8 . 15	939 - 0274	射水市小島650番地	(0766) 54 - 0597	(0766) 54 - 0598	所在地変更
137	橋 場 絵 里	令 4 . 9 . 30	930 - 0882	富山市五艘383番地16 スターティングダホーム五艘H棟3号	(080) 1959 - 4382		所在地変更
181	佐 伯 正 浩	令 4 . 10 . 14	930 - 0936	富山市藤木521番地 1	(090) 8967 - 4432		支部変更(中新川→富山) 所在地変更
162	中 崎 和 久	令 4 . 10 . 31	930 - 0866	富山市高田527番地501 - 2号室	(090) 1316 - 4886		TEL 番号変更 所在地変更
34	浄 土 謙 一	令 4 . 11 . 15	938 - 0061	黒部市生地神区364番地 3	(0765) 57 - 5338		TEL 番号変更 所在地変更



事務所訪問

三由行政書士事務所

広報部 中川 猛



下新川支部の三由久雄先生の事務所に訪問してきました。事務所は魚津市新金屋にあります。現在、下新川支部支部長、支部役員に伴う県会の各種役員、コスモス成年後見サポートセンター富山県支部の総務部部長を務められております。



～開業と主たる業務～

昭和57年に富山市役所に入庁し、平成24年の退庁まで主に技術職として務めておりました。退庁後どうするか考えていた時に、行政書士の資格を取得できることを知り、開業しました。

開業当時は何から始めたらよいか分からず、様々な研修会等に参加しており、そんな時に、コスモス成年後見サポートセンターの入会前研修の受講を受け、考査に合格、せっかく長時間の研修を受けて合格したのだからと、コスモスに入会しました。私が入会した当初、コスモス富山県支部も設立から間もなかったこともあり、どうやって進めて行けばよいか分からず、大変だったと記憶しています。

そんな時に、遺言、成年後見について相談したいとの話があり、先輩と応対し、成年後見につながるかもしれないとのアドバイスを得て、その相談者と1年間お付き合いさせていただき、信頼を得て最初の成年後見業務の受任に至りました。

その頃からPRしていた各社会福祉協議会等からセミナー講師の依頼が徐々に入り、そういった

団体から後見事務の依頼が増えていきました。現在では、成年後見業務が主なものとなっています。

～成年後見業務について～

依頼者には様々な方がいらっしゃいますが、依頼者が何を求めているか、どうしたら喜んでいただけるかを考えながら常日頃業務を行っています。時にはお叱りを受けることもありますが、最後には「ありがとう」と言っていたただけのことが何よりもやっけて良かったと思えます。

～行政書士という職業～

様々な媒体で行政書士だけではやっていけないと書かれているのを目にしますが、私自身は様々な先輩方の話を聞いてそうは思っていません。仕事の間口がすごく広いはずなのに、よく目にする業務しかないと思い込み、自分たちで業務を狭めている気がします。頭を働かせて自分で仕事を作っている資格で、自由度が高い職業だと思います。



終始、和やかな表情で、他にも、様々な経験談、本会会務や支部について、お話を聞かせていただきました。

三由先生、お忙しい中、事務所訪問に応じていただきありがとうございます。

県政連だより

富山県行政書士政治連盟 会長 星野克己



令和5年の新春を迎え、謹んでご挨拶を申し上げます。

日頃、会員皆様には富山県政治連盟の活動に対し、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年7月から12月までの本連盟の活動状況について、報告致します。

1. 渡辺守人氏富山県議会議長就任祝賀会ならびに励ます会（9月17日）に出席 ホテルニューオータニ高岡
2. 富山県議会議員控室に鹿熊県議を訪問し、顧問県議会議員懇談会について打ち合わせ（10月25日）
3. 有村治子参議院議員国政報告会に出席（11月3日）富山電気ビル
4. 顧問県議会議員懇談会開催（12月5日）県民会館 704号室
 - ①開会のことば
 - ②会長あいさつ
 - ③出席者紹介
 - ④鹿熊正一県議、中川忠昭県議、渡辺守人県議、武田慎一県議の順にあいさつ

⑤懇談事項（要望・質問事項）

- (1) 移動困難者の災害時避難態勢について
仙波理事より趣旨説明があり、中川県議が回答。
- (2) 成年後見制度利用支援事業について
中村理事より趣旨説明があり、渡辺県議が回答。
- (3) 外国人留学生と企業とのマッチングブースイベントの開催について
川西理事より趣旨説明があり、鹿熊県議が回答。
- (4) 各種申請のオンライン化における代理申請欄の追加について
- (5) 行政手続きのオンライン化及びデジタル化推進計画について
飯野理事、仙波理事の趣旨説明があり、武田県議が回答。
- (6) その他の出席者から、要望や質問等が出され、意見交換を行った。

⑥閉会のことばで、懇談会を終了。



コスモスとやまの活動状況



コスモスとやま支部長 中村好孝

コスモスとやまは、支部設立10周年を迎え、令和4年9月9日(金)、富山県民会館において、記念式典を行いました。ご来賓の本会 大塚謙二会長よりご祝辞を頂いた後、富山家庭裁判所の主任書記官 沖本勝洋様を講師とし、「専門職後見人による後見事務遂行上の留意点」のテーマで講演会を開催しました。当日は、引き続き第12回定時総会を行った後、懇親会を2年ぶりに開催し、多くの会員が出席され、コスモスとやまの10年を振り返りながら、また、これからの10年についても語り合い、親睦を深めました。

1. 活動報告

(1) 無料相談会

富山、高岡、新川地区にて定期的無料相談会を継続実施しています。

(2) 月例研修会

ハイブリッド方式にて月に1回開催しています。毎回、各会員が輪番制で事例発表を行い、問題点や実務についての情報共有の場となっています。

(3) 講師派遣

①地域包括支援センター主催のケアマネ研修会(7月)

「成年後見制度について」講師：中村
地域のケアマネ20名が参加。

②富山市地域包括支援センター連絡協議会の全体研修会(11月)

「意思決定支援が必要な方を地域で支えるために」講師：中村
精神科病院のソーシャルワーカー、富山県

地域生活定着支援センター相談員と共に講演。富山市の全地域包括の職員46名が参加。

③地域包括支援センター主催の高齢者セミナー(11月)

「老後の安心できる暮らし」

講師：中村好孝、川筋 真

富山地方法務局の遺言書保管官と共に、成年後見、遺言、エンディングノート、自筆証書遺言保管制度について講演。地域の高齢者約20名が参加。

(4) 家裁への後見人等候補者の推薦

富山家裁(富山、高岡、魚津)へ、令和3年12月から令和4年11月の期間で、のべ30名の会員を推薦しました。

(5) 中核機関への参加

富山市の受任者調整会議が7月以降で3回開催され、弁護士、司法書士、社会福祉士と共に、市長申立て案件についての後見人等の候補者検討を行いました。

2. その他

10月にコスモス本部の総会と支部長会が、2年ぶりに対面方式で開催されました。公益社団法人への移行準備と法人後見開始に向けての取り組みを行っており、早期に実現されることを期待しているところです。

コスモスとやまでは、エンディングノートなど終活への取り組みを強化していく予定としています。興味がある方は、ぜひ一緒に活動して頂ければ幸いです。

縁の下の力持ち!? 総務部のご紹介

総務部員 石橋 真樹子



川西総務部長から「総務部の活動の紹介記事を書いてもらって良いですか? 内容の例としては、『新入会員の事務所調査(2回目)』のことや、『職務上請求書の払い出し管理』のこと等、実際に活動としてされていることを書かれたら良いと思いますよ」と連絡がありました。

総務部の所掌を挙げて800字というノルマを稼ぐ(!)という方法もありますが、せっかくの機会ですし、もう4期ほど(と思う)総務部員をさせていただいているので、総務部の活動を思いつくまま書かせていただこうかと思います。(「思いつくまま」と言いながら、手元にはちゃっかりと最近の部会資料と令和4年度の定時総会の冊子を置いています。)

以前は「総務部」と「経理部」に分かれていましたが一本化されてから、益々総務部の活動は多岐にわたるため、現在は「総務部門」・「会員部門」・「経理部門」ごとに担当副部長がおり、その下に各担当部員が割り当てられています。とはい

え、限られた部員数での活動のため、お互いに助け合いの精神もあるので(と思う)、私自身、自分の担当部門がどこなのか自信を持って答えられません(おそらく会員部門??)。

総務部会は年3回ほど開催されていますが、うち2回の主な協議事項を占めるのが、毎年5月に開催される定時総会の準備に関することです。議案内容の確認はもちろんのこと、総会当日のタイムスケジュールや役割分担、招待者の確認や懇親会の開催準備など、定時総会は厳粛な場であり失敗が許されない(許されづらい)ので、県会事務局も巻き込んで綿密に事前準備をしています。また、定時総会当日も総務部員は会場に12時には集合し、司会や功労者表彰のリハーサルをして、各部員の動きについて最終確認をしています。

来年5月の定時総会が会員の皆様方にとって貴重な場となるよう、総務部一丸となって準備を進めていきたいと思っています。



残り全部総務担当？

総務部員 吉田 剛



総務って何をするの？行政書士会の組織や活動についてまだ十分に理解していないうちに総務部員となった際、最初に思ったことです。「企画研修部」や「広報部」、「法規部」等はすぐに何をするかをイメージできたのですが、「総務」という言葉からはフワッとしたイメージしかありませんでした。まあ兎にも角にも引き受けたからには、可能な限り協力をしようと決めました。

総務部の業務は多岐に渡り、定時総会の運営をはじめ、新入会員研修や事務所調査の実施、行政書士試験事務への協力、最近では職務上請求書の払出し管理等があります。今はなんとなく土業の業務範囲における行政書士のような位置付けに近いなあと感じています。

今年度、私は総務部員として「新入会員の2回目の事務所調査」をさせていただきました。数年前に私が事務所調査を受けた際には「大丈夫かなあ。看板はあるし、報酬額もある、事件簿も…」

などと不安を抱きながら調査担当者を迎え入れた思い出がありますが、調査する方になればなっただ、チェック項目を何度も確認をして、会を代表して向かうことに緊張感と責任感を持って遂行したのは良い経験になりました。

また、本会では日行連の指針に従って職務上請求書の払出し管理体制が変更され、私も総務部員として使用済み綴りの確認を初めて行いました。今回の私の担当分は問題ありませんでしたが、今後も各会員の方々が適正に使い続けてくれれば、私たちの確認作業も少し楽になるかな、と勝手に期待をしています。

現時点で約1年半、私なりに少しでも総務部で力になれるよう貢献してきたつもりです。未だ全活動について把握しきれませんが、可能な限り全体を見回して、会務や会員の方々がストレスなく業務を行えるよう裏方でひっそりと活動を続けていければと感じています。



会員処分の公表

被処分者氏名又は法人名称：高井 俊博
登録番号又は法人番号：85240278
事務所の名称：行政書士高井俊博事務所
事務所の所在地：富山県高岡市中川1丁目5番39号
処分年月日：令和4年9月30日
処分内容：訓告

上記処分をした理由

令和4年5月9日に申出のあった、被処分者の行った遺産相続手続きにおける苦情について、他士業に業務の依頼の必要がある場合に白紙委任状を使用していることは、本会会則第52条に違反し、また、手続を進めるに当たり他士業の業務内容及び業務範囲について説明をしていないことは、行政書士倫理規定第15条に違反していること。

また、一般顧客に配布しているダイレクトメールの記載内容について、相続関係各種手続代行の中に相続放棄の記載があることは行政書士倫理規定第7条に違反し、司法書士法に違反する恐れがあるとともに、事務所の名称を行政書士の表記をせず「高井事務所」と表記していることは同倫理規定第7条及び第10条に違反していること。

ほか、登記識別情報通知書の表紙において、司法書士の名前でなく高井事務所と表記されていることについて、被処分者が「うちが窓口であるからこの表紙を使っている」と答弁する以上は、当該登記申請部分においても報酬を明確に提示するか、担当する司法書士から説明を受けるよう告知すべきであり、同倫理規定の第16条に違反すること。

以上、行政書士倫理規定及び本会会則に照らし、著しく行政書士の信用又は品位を害する重大な行為であり、後記上記処分の根拠となった法令及び会則の条文に違反するものである。

なお、令和4年9月21日に弁明の機会を設けたところ、深く反省していることがうかがい知れたが、複数の行為に関する違反は看過できないものである。

次のとおり業務改善を行うよう付言した。

1. 白紙委任状（委任する内容を明確にしていないもの）を今後は使用しない。
2. ダイレクトメール、登記識別情報通知書表紙の記載内容を改訂すること。
3. 本事案の依頼者に対しては、その経緯を詳らかにすることをもって完了した業務に関する理解に最大限努めること。

上記処分の根拠となった法令及び会則の条文

行政書士法第10条違反（行政書士の責務）

行政書士法第13条違反（会則の遵守義務）

日本行政書士会連合会会則第59条違反（責務）

日本行政書士会連合会会則第60条違反（品位保持）

日本行政書士会連合会会則第62条違反（法令、会則の遵守等）

富山県行政書士会会則第51条違反（責務）

富山県行政書士会会則第52条違反（品位保持）

事 - 務 - 局 - だ - よ - り

◇令和4年

月	日	曜	行 事	出席人数
8	1	月	国土審議会土地政策分科会第48回企画部会（オンライン会議）大岩企画研修部長	1
	2	火	第6回富山市空き家対策官民連絡会議（富山市役所）大岩企画研修部長	1
			第5回申請取次行政書士管理委員会（本会事務所）川西委員長ほか	3
	9	火	屋外広告物講習会（富山県民会館）講師 吉村企画研修部員	1
	10	水	令和4年度中部地協担当者会議（郡上市）大塚会長ほか	5
	18	木	綱紀委員会（本会会議室）広沢委員長ほか	7
	22	月	企画研修部会（本会会議室）大岩企画研修部長ほか	15
	24	水	部長会（本会会議室）大塚会長ほか	9
	26	金	業務研修「行政書士制度のこれから」（富山県民会館）	67
29	月	法規部会（本会事務所）飯野法規部長ほか	9	
9	6	火	臨時理事会（富山県民会館）大塚会長ほか	19
			支部長・広報部・法規部監察部門合同会議（富山県民会館）大塚会長ほか	17
	7	水	「広報月間」県各課・新聞各社訪問（富山市）大塚会長ほか	6
	16	金	第6回申請取次行政書士管理委員会（本会会議室）川西委員長	3
	26	月	業務研修「建設工事等入札資格申請」（富山県総合情報センター）大塚会長、大岩研修部長ほか	61
29	木	部長会（本会会議室）大塚会長ほか	9	
10	3	月	広報月間無料相談会（本会事務所）中村広報部長ほか	6
	4	火	広報月間無料相談会（本会事務所）中村広報部長ほか	6
	7	月	新入会員研修（富山電気ビル7階）大塚会長ほか	3
	12	水	第7回申請取次行政書士管理委員会（本会会議室）川西委員長ほか	3
	14	金	広報月間無料相談会（総曲輪グラウンドプラザ）大塚会長ほか	16
	16	日	特定行政書士考査（富山市）川淵考査責任者ほか	2
	20	木	令和4年度上半期会計監査（本会事務所）河村監事ほか	6
	21	金	日行連と中部地方協議会各単位会との連絡会（高山市）大塚会長ほか	6
	26	水	部長会（本会会議室）大塚会長ほか	8
29	土	富山市空き家対策無料相談会（大沢野生涯学習センター）吉村企画研修部副部長	1	
11	2	水	令和4年年度行政書士試験監督員会議（富山富山県民会館）村田試験場責任者ほか	43
	7	月	広報部会（本会会議室）飯野広報部長ほか	3
	8	火	第8回申請取次行政書士管理委員会（本会会議室）川西委員長ほか	3
	13	日	令和4年度行政書士試験（富山大学）村田試験場責任者ほか	45
			富山市空き家対策無料相談会（岩瀬カナル会館）西田富山支部会員	1
	15	火	第31回暴追富山県民大会（富山県民会館）飯野暴力団等排除対策委員会副委員長	1
	22	火	外国人高度人材受入手続きに係るセミナー（ホテルグランテラス富山）大塚会長ほか	37
	23	水	国際人材フェア（アオーレ長岡市民交流ホール）川西総務部長ほか	2
	24	木	北陸地区土地政策推進連絡協議会講習会（オンライン開催）大岩企画研修部長	1
29	火	部長会（本会会議室）大塚会長ほか	9	
12	1	木	丁種封印管理委員会指定研修（本会会議室）奥村封印管理委員長ほか	41
			第9回申請取次行政書士管理委員会（本会会議室）川西委員長ほか	3
	5	月	顧問県議会議員との懇談会（富山県民会館）大塚会長ほか	14
			中部地方協議会担当者会議（岐阜市）久郷副会長ほか	3
	8	木	広報部会（本会会議室）飯野広報部長ほか	8
	13	火	屋外広告物について宮城会との研究会（本会会議室）大岩企画研修部長ほか	2
15	木	部長会（本会会議室）大塚会長ほか	9	
		理事会（本会事務所）大塚会長ほか	20	

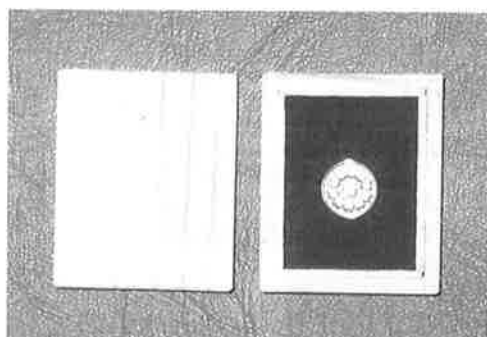
ホームページをご活用ください



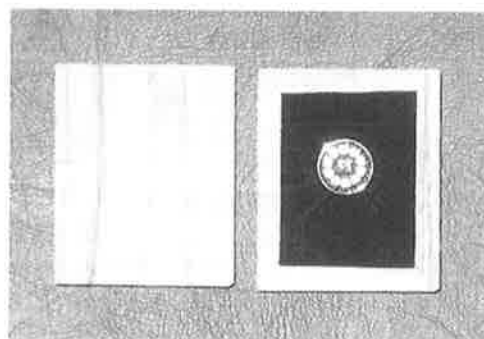
行政書士徽章並びに行政書士補助者徽章の 取扱いについて（お知らせ）

本会では、行政書士徽章並びに行政書士補助者徽章を取扱っています。
ご入用の方は、事務局までお申し付けください。

行政書士徽章 3,000円／1個
行政書士補助者徽章 1,100円／1個



行政書士徽章
(直径約 15mm 金色)



行政書士補助者徽章
(直径約 14mm 銀色)

会費の納入について(お願い)

会費の納入につきましては、常々深いご理解とご協力を賜わり、厚くお礼申し上げます。令和4年度上半期会費、令和4年度下半期会費未納の方は至急納入下さるようお願い申し上げます。

令和5年度上半期の会費は4月に納入をお願い致します。尚、口座振替をご利用の方は、5月上旬に引き落としさせていただきますのであらかじめ預金残高のご確認をお願いいたします。

注) 令和5年度上半期本会会費は33,000円です。

便利な口座振替をご利用ください。事務局へお電話をいただければ、申込書をお送り致します。

TEL 076-431-1526

令和5年度定時総会開催日のお知らせ

令和5年度定時総会については、下記のとおり開催を予定しておりますので、予めお知らせします。

令和5年度定時総会

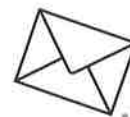
開催日 令和5年5月19日(金)

開催場所 ホテルグランテラス富山

富山市桜橋通り2-28



メールアドレス登録のお願い



本会では、迅速な連絡と事務効率の向上のためメールによる連絡を推進しています。

メールにての連絡をご希望される会員の方は、以下のアドレスに、支部名、氏名をご記入の上「メールによる連絡可」としてメールを送信してくださいませようお願いいたします。

Mail : gytmaebf@image.ocn.ne.jp

年齢早見表

西暦2023年

年号	西暦	年齢	年号	西暦	年齢	年号	西暦	年齢
明治44	1911	112	24	1949	74	昭和62	1987	36
大正元	1912	111	25	1950	73	63	1988	35
2	1913	110	26	1951	72	平成元	1989	34
3	1914	109	27	1952	71	2	1990	33
4	1915	108	28	1953	70	3	1991	32
5	1916	107	29	1954	69	4	1992	31
6	1917	106	30	1955	68	5	1993	30
7	1918	105	31	1956	67	6	1994	29
8	1919	104	32	1957	66	7	1995	28
9	1920	103	33	1958	65	8	1996	27
10	1921	102	34	1959	64	9	1997	26
11	1922	101	35	1960	63	10	1998	25
12	1923	100	36	1961	62	11	1999	24
13	1924	99	37	1962	61	12	2000	23
14	1925	98	38	1963	60	13	2001	22
昭和元	1926	97	39	1964	59	14	2002	21
2	1927	96	40	1965	58	15	2003	20
3	1928	95	41	1966	57	16	2004	19
4	1929	94	42	1967	56	17	2005	18
5	1930	93	43	1968	55	18	2006	17
6	1931	92	44	1969	54	19	2007	16
7	1932	91	45	1970	53	20	2008	15
8	1933	90	46	1971	52	21	2009	14
9	1934	89	47	1972	51	22	2010	13
10	1935	88	48	1973	50	23	2011	12
11	1936	87	49	1974	49	24	2012	11
12	1937	86	50	1975	48	25	2013	10
13	1938	85	51	1976	47	26	2014	9
14	1939	84	52	1977	46	27	2015	8
15	1940	83	53	1978	45	28	2016	7
16	1941	82	54	1979	44	29	2017	6
17	1942	81	55	1980	43	30	2018	5
18	1943	80	56	1981	42	令和元(平成31)	2019	4
19	1944	79	57	1982	41	令和2	2020	3
20	1945	78	58	1983	40	3	2021	2
21	1946	77	59	1984	39	4	2022	1
22	1947	76	60	1985	38	5	2023	0
23	1948	75	61	1986	37			

年齢は誕生日以降の満年齢です。誕生日以前の年齢は「1」を引いてください。

各年号の最終年月日 平成31年4月30日
 昭和64年1月7日
 大正15年12月25日
 明治45年7月30日

富山県行政書士会

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 原 稿 募 集 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

会報「行政とやま」第91号（令和5年8月）掲載の原稿につき、会員の皆様の積極的なご投稿をお待ち致しております。

1. 投稿内容

- ①行政書士会に対する意見、要望
- ②時事問題に関する意見
- ③事務上の参考資料
- ④文芸作品（俳句、短歌、川柳等）
- ⑤紀行文
- ⑥随筆、随想
- ⑦私の業務日誌等

2. 投稿方法及び字数

原稿用紙又はFAX・メールで、400字以内

3. 投稿期日

随時

4. 投稿先

富山県行政書士会事務局

※掲載については、編集担当者による、内容の一部添削、訂正可否を一任願います。

編 集 後 記

今年もよろしくお願いたします。おめでとうございますとは、言えない日々が続いています。ビヨンドコロナで、やっといろいろと動きだしました。なかなかアフターコロナにならず、ロシアのウクライナ侵攻と想像のできなかったことも起こっています。この90号が発行されたときには、コロナもロシアとウクライナの戦争も終息していることを願っています。

私たちの業務は、電子申請が進み、行政書士票もマイナンバーカードの中に入る予定です。どのような世になろうとも社会の変化に対応し、必要とされる行政書士でありたいと思います。

「行政とやま」も、より良い紙面となるように広報部員一同、努力しました。今号の発刊にご協力いただいた皆様、ありがとうございます。

（広報部 藤田）

《表紙の写真》

2022年12月5日より「ドローン新制度」がスタートしました。

これまでは「人口集中地域での補助者なしによる目視外飛行（以下、レベル4飛行）」は航空法により許可されませんでした。新制度以降は、一定の条件を整えることでレベル4飛行が可能となりました。

レベル4飛行では、「市街地や中山間地域、離島などにおける医薬品や食料品の配送」「有人イベント施設や広域施設、離島の警備をはじめ、害獣や密猟者対策」、又は「海難捜索、市街地や孤立集落における災害時の救助活動や救援物資の輸送や被害状況の確認」など、有人機では出来なかったことも低コスト且つ迅速にできるようになります。

近い将来、空を見上げると「黒い猫のマーク」の付いた配達中のドローンが飛び交っているでしょう。「他国ではドローンとカラスが戦っているようです」ほんとかいな？

会報 行政とやま 第90号

発行所 富山県行政書士会
富山市丸の内1丁目8番15
余川ビル2F
(076) 431-1526

発行人 会長 大塚 謙 二
編集 広報部

発行年月日 令和5年1月13日

印刷 北日本印刷株式会社



行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
 - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
 - 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
 - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
 - 五、行政書士は相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会




あけまして
おめでとう
ございます



富山県行政書士会
会長 大塚 謙 二
役職員一同

会報 行政とやま

 富山県行政書士会